

第2期 東根市
子ども・子育て支援事業計画

山形県東根市

目 次

第1章	計画の策定について	1
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	7
第3章	第1期計画の経過と実績	31
第4章	目指す社会像と基本施策	43
第5章	本計画における施策の展開	49
	1. 施策の体系	50
	2. 重点的に取り組む課題（メインプラン）	52
	3. そのほかの基本施策	59
第6章	事業量の目標	67
第7章	計画の推進に向けて	79
参考資料（巻末資料）		
	東根市子ども・子育て会議委員名簿	83
	計画策定の主な経過	84

第1章 計画の策定について



第1章 東根市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画の背景と目的

我が国では、急速な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済状況の変動、共働き世帯の増加等を背景に、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支えていくことが求められています。

国においては、平成6年のエンゼルプランを皮切りに、様々な法律や制度を整備しており、近年では、子ども・子育て関連3法*の制定（平成24年8月）、「待機児童解消加速化プラン」の開始（平成25年度）、幼児教育・保育の質・量ともに充実されることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の開始（平成27年度）など、制度の枠組みが大きく変わるとともに拡充が図られてきました。

その後も、待機児童解消加速化プランの後継となる「子育て安心プラン」の創設（平成29年6月）、「幼児教育・保育の無償化」（令和元年10月）が実施されるなど、更なる支援策が進められています。

これまで東根市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「東根市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「遊育」「共育」という市独自の理念のもと、様々な子ども・子育て施策に取り組んできました。特に、児童福祉施設の整備に関しては、施設の老朽化や地域間バランス、0～5歳の一環保育の推進、新制度への対応といった様々な課題を踏まえ、民間の活力を導入しながら積極的な取り組みを展開してきたところです。

本計画は、「第2期東根市子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や社会情勢の変化に対応しながら、対策を深化させていくとともに、東根市の礎となる子ども達一人ひとりが健やかに成長できるよう、関係機関が一体となった支援を進めていくため策定するものです。

* 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

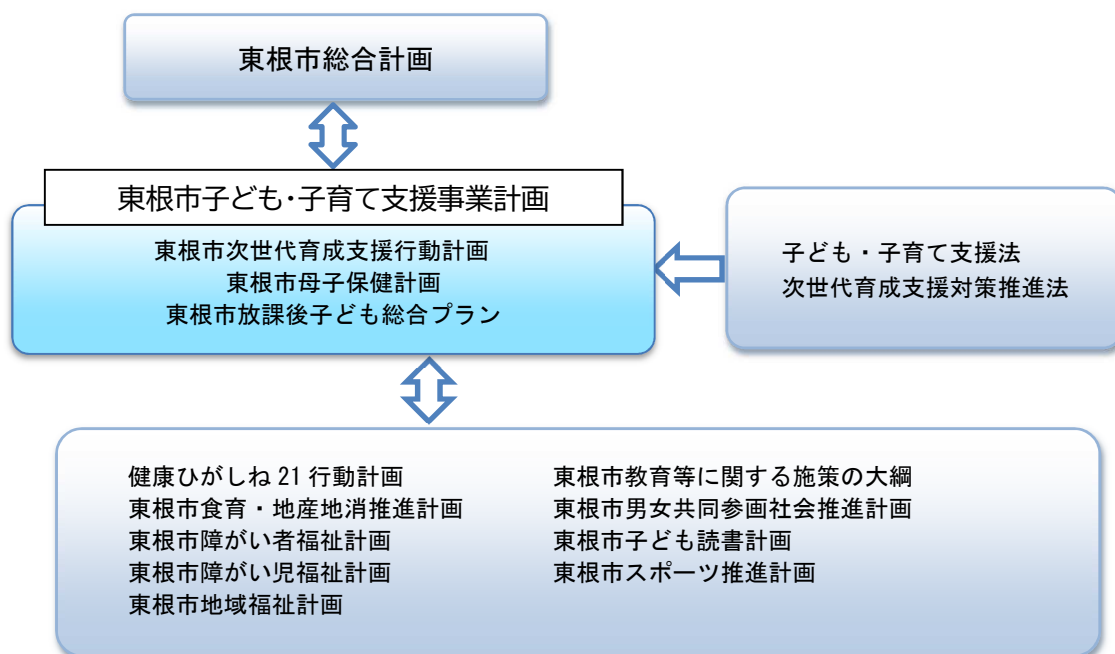
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、子ども・子育て支援法の成立に伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定については任意とされたところですが、平成 17 年度に策定した東根市次世代育成支援行動計画は、本計画と重なる部分も多く、深く関わりを持っているため、その考え方や取り組みについても一部継承し、次世代育成支援行動計画としても位置付けることとします。

さらに、本市の子ども・子育て支援に係る様々な課題についても総合的に検証し、母子保健や、国の放課後子ども総合プランによる放課後児童クラブと放課後子供教室の方向性等についても定めることとします。

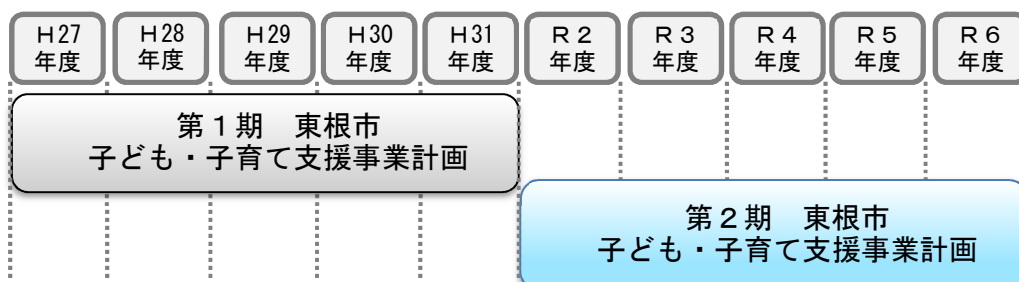
なお、本計画は、東根市総合計画を上位計画として、関連する計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画期間

令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年間とします。

なお、国や県の施策の動向、本市の子ども・子育て支援を取り巻く状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

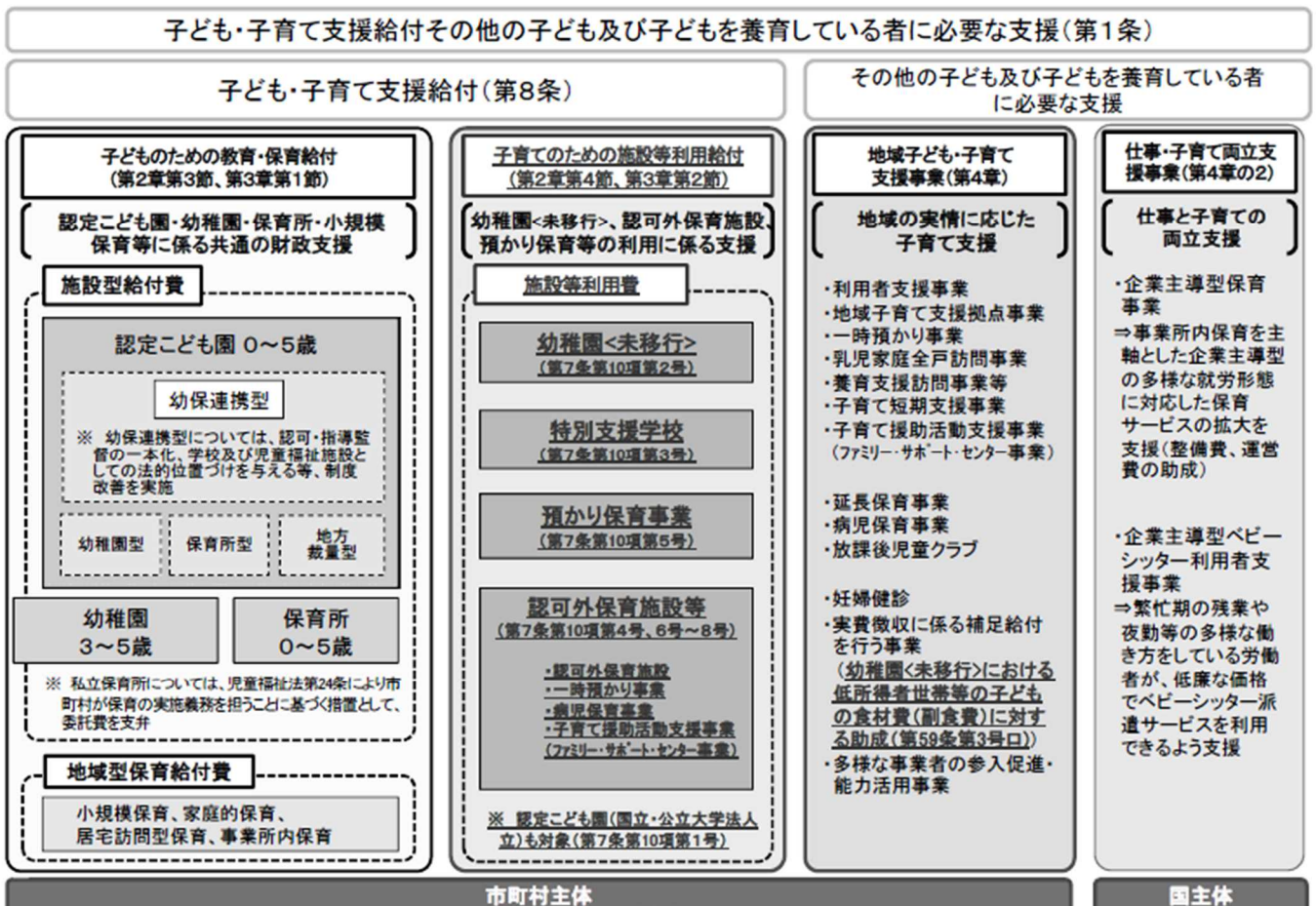


4 計画に定めなければならない事項

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項では、次のとおり市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項が掲げられています。

- ① 幼児教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ④ 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

～子ども・子育て支援新制度の概要図～ 令和元年 10 月以降



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育て支援を取り巻く現状

1 人口の推移

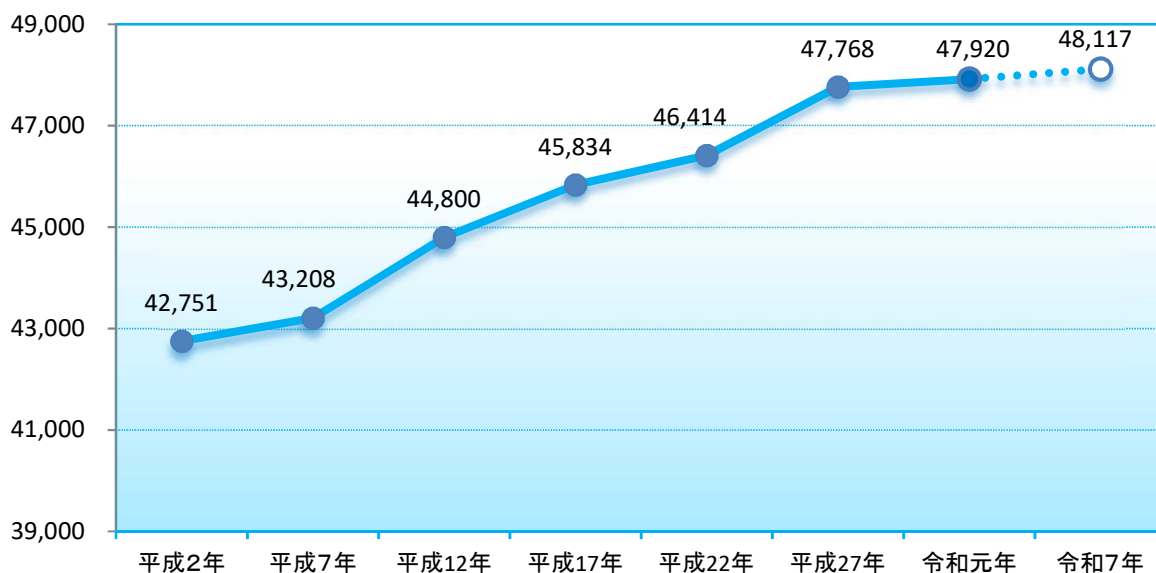
東根市は、人口増加が続いている県内唯一のまちです。

県内の状況を見ると、東根市の年少人口の割合は最も高く、少子高齢化が進行している状況下ではありますが、その進行は比較的緩やかとなっています

一方、人口動態を見ると、近年の人口増は、出生数が死亡数を上回る自然増加ではなく、転入者が転出者を上回る社会増加によるものとなっており、その社会増加も、ここ数年は減少傾向にあります。東根市総合戦略における人口ビジョンにおいても、本計画期間内の人口は、ほぼ横ばいと見込まれています。

[図1] 人口の推移

単位：人



(資料) 平成2年～27年：国勢調査(10月1日現在) 令和元年：国勢調査を基にした県の推計値
令和7年：東根市総合戦略における人口ビジョン

[表1] 人口動態

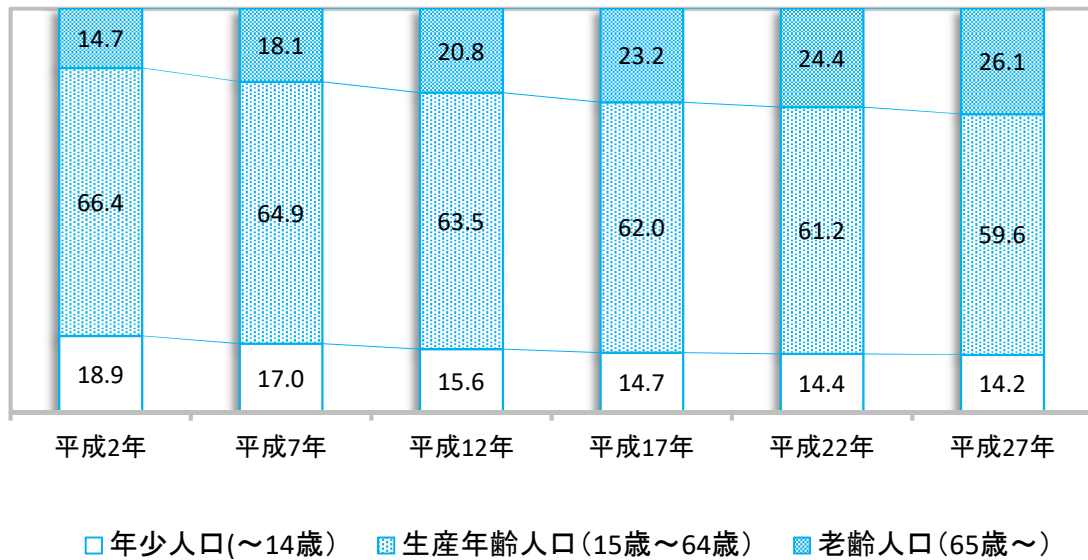
単位：人

動態 年	自然動態			社会動態			人口増 減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成23年	477	477	0	2,037	1,624	413	413
平成24年	448	485	△37	2,100	1,869	231	194
平成25年	432	504	△72	2,286	2,076	210	138
平成26年	410	471	△61	2,183	1,962	221	160
平成27年	434	512	△78	2,049	1,915	134	56
平成28年	443	534	△91	2,074	2,059	15	△76
平成29年	412	499	△87	2,051	1,871	180	93
平成30年	418	561	△143	2,057	1,952	105	△38
令和元年	411	579	△168	2,263	1,922	341	173

(資料)「山形県の人口と世帯数」

[図2] 年齢別人口の構成比

単位：%



(資料) 平成2年～平成27年：国勢調査(10月1日現在)

※参考：県内の年齢別人口の状況(平成27年国勢調査基本集計結果より)

区分		1位	2位	3位	4位	5位	前回1位
年少人口割合	高い	東根市 14.3%	天童市 13.2%	寒河江市 13.13%	三川町 13.11%	高畠町 13.0%	東根市 14.4%
	低い	戸沢村 9.5%	西川町 9.759%	朝日町 9.763%	遊佐町 9.9%	上山市 10.2%	真室川町 10.3%
生産年齢人口割合	高い	山形市 60.1%	東根市 59.6%	米沢市 59.2%	天童市 59.1%	新庄市 57.4%	山形市 62.6%
	低い	西川町 50.2%	朝日町 50.8%	小国町 52.2%	尾花沢市 52.4%	真室川町 52.9%	西川町 52.9%
老年人口割合	高い	西川町 40.0%	朝日町 39.4%	遊佐町 37.2%	小国町 36.81%	真室川町 36.79%	西川町 36.3%
	低い	東根市 26.1%	山形市 27.3%	天童市 27.7%	米沢市 28.4%	寒河江市 29.7%	山形市 24.1%

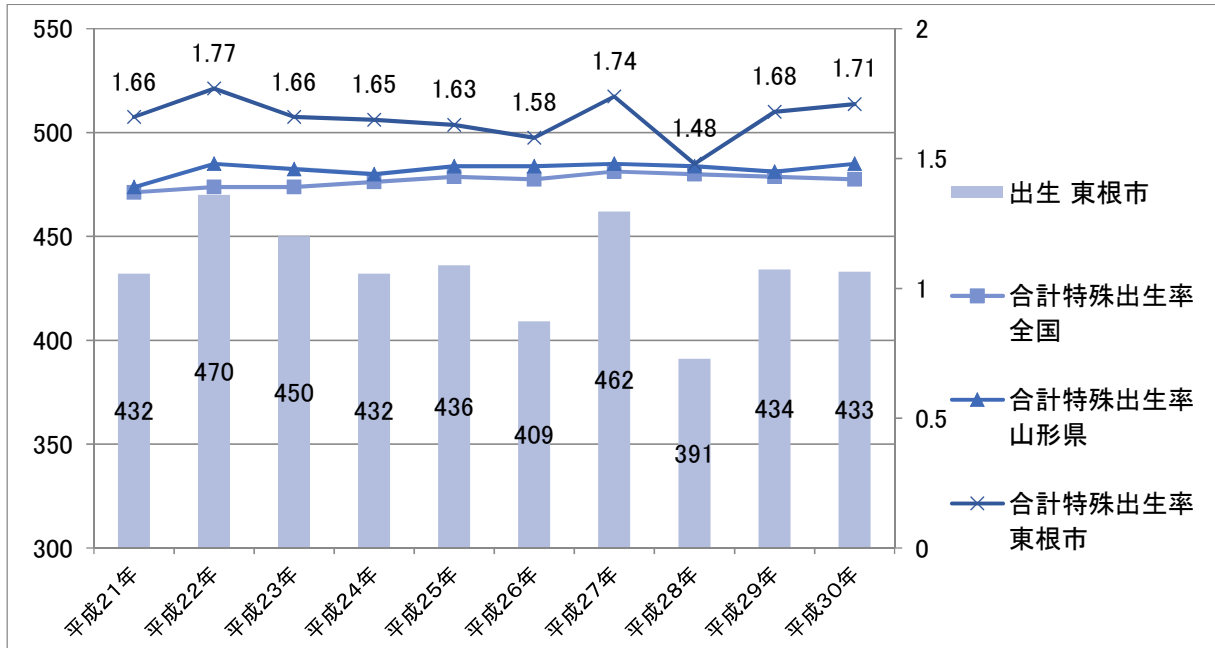
2 出生の動向

(1) 出生数及び合計特殊出生率

東根市の出生数は、ここ10年では、年間約430人前後で推移しています。
合計特殊出生率は、全国・県よりも高い数値で推移しています。

[図3] 出生の動向

単位：人/率



(資料) 山形県健康福祉部保健福祉統計年報

(2) 計画期間における年齢別児童人口推計 (小学生以下)

各年度の住民基本台帳の人口 (4月1日現在) を元に、コホート変化率法等により児童数を算出しました。

小学生以下の児童数は、これまでおおむね横ばいで推移してきましたが、今後はわずかに減少していくと見込まれます。

生まれる子どもの数も、15～49歳までの女性の人口が減少することに伴って逡減する見込みで、0歳児の人口は、転入等も見込み、年410人程度で推移するものと見込んでいます。

[表2] 年齢別人口の推移と推計 (小学生以下)

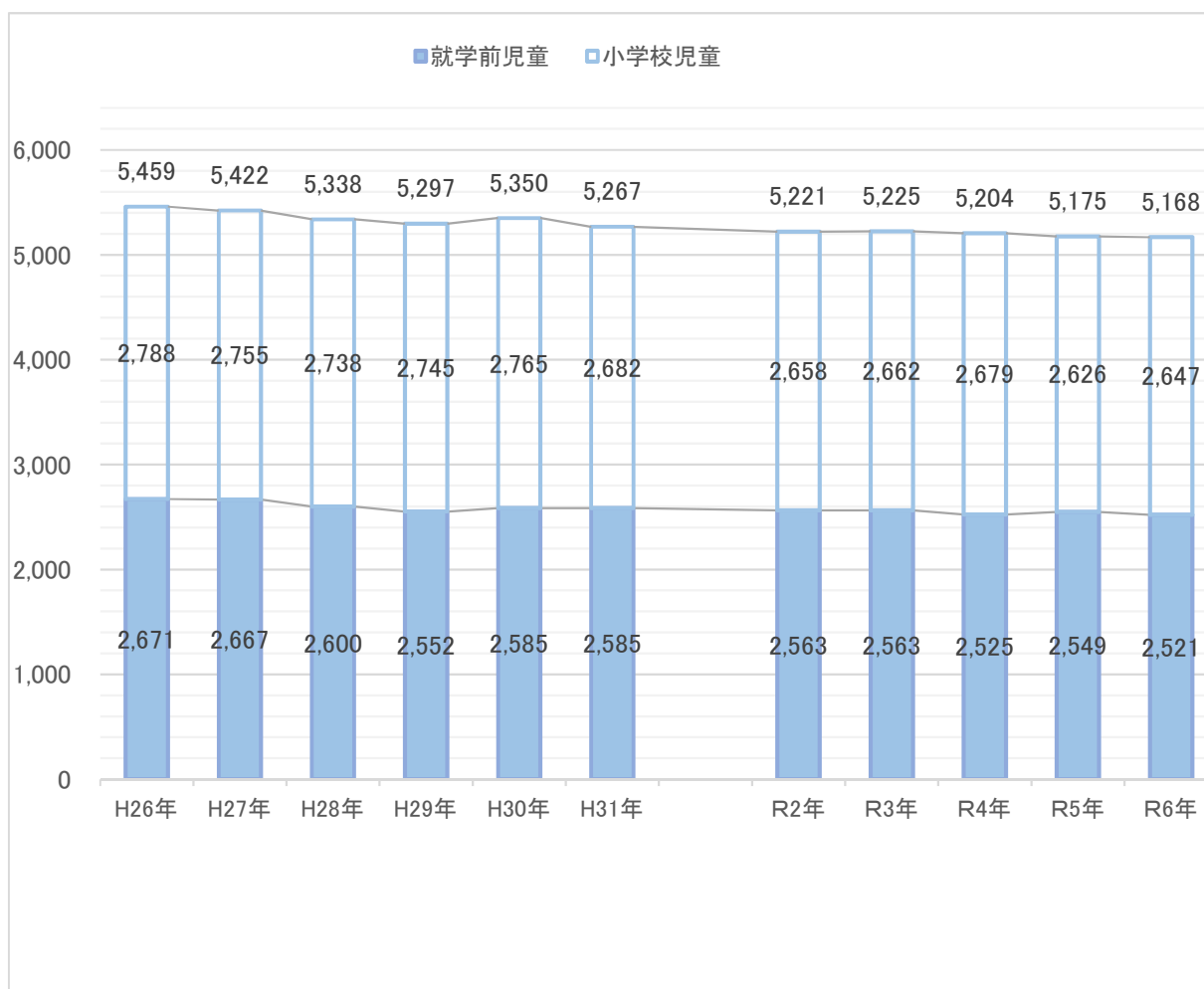
単位：人

数値	実績値						推計値				
	期別	第1期計画期間					第2期計画期間				
		年度 年齢	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
0歳	431	412	447	384	440	408	405	411	410	409	408
1歳	423	443	414	455	387	438	411	408	414	413	412
2歳	438	420	439	410	467	392	442	415	412	418	417
3歳	485	443	398	450	425	461	399	449	421	418	424
4歳	466	484	434	411	451	432	469	406	457	429	426
5歳	428	465	468	442	415	454	437	474	411	462	434
0～5歳計	2,671	2,667	2,600	2,552	2,585	2,585	2,563	2,563	2,525	2,549	2,521

数値	実績値						推計値				
	期別 年度 年齢	第1期計画期間					第2期計画期間				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
6歳	481	430	454	468	438	411	451	434	471	408	459
7歳	492	477	429	461	468	440	413	453	436	473	410
8歳	428	493	473	431	460	462	439	412	452	435	472
9歳	471	428	482	484	434	459	466	443	416	456	439
10歳	456	467	424	483	480	434	458	465	442	415	455
11歳	460	460	476	418	485	476	431	455	462	439	412
6～11歳計	2,788	2,755	2,738	2,745	2,765	2,682	2,658	2,662	2,679	2,626	2,647
0～11歳 合計	5,459	5,422	5,338	5,297	5,350	5,267	5,221	5,225	5,204	5,175	5,168

[図4] 年齢別人口の推移と推計（小学生以下）

単位：人



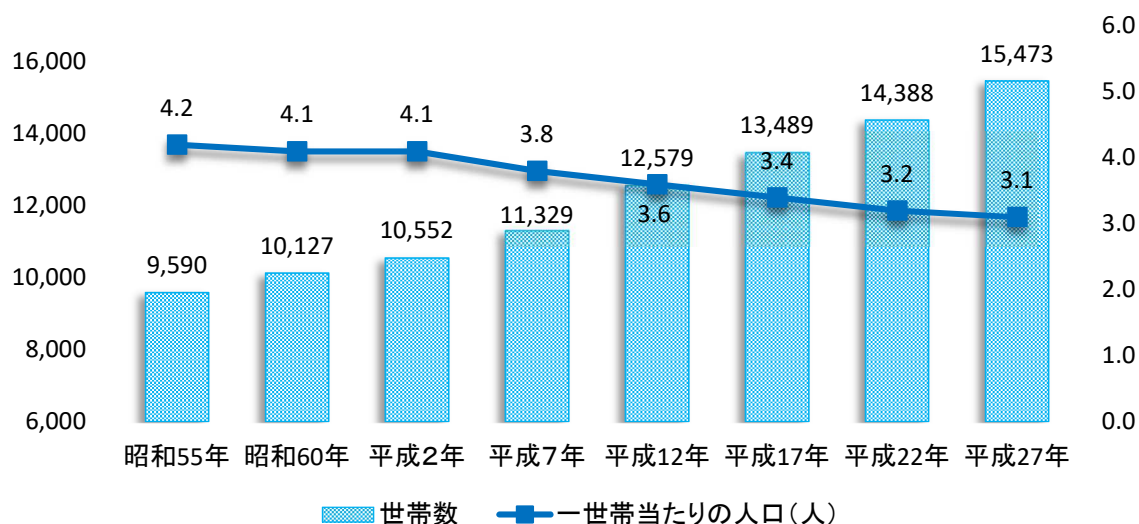
3 世帯の動向

世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人口は減少しており、核家族及び単身世帯が増加していることがうかがえます。

世帯構成の推移でも、3世代世帯が減少し、核家族化が進んでいます。

[図5] 世帯数と一世帯あたりの人口の推移

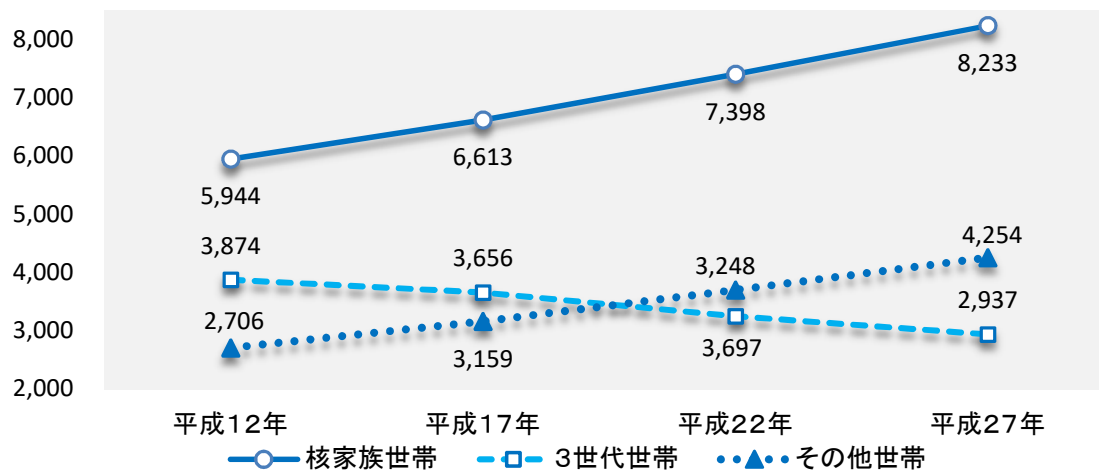
単位：件/人



(資料) 国勢調査

[図6] 世帯構成の推移

単位：件



(資料) 国勢調査

4 就業の状況

就業者数は、ほぼ横ばいで推移しています。女性の就業率も同様の推移となっています。
産業別就労者数は、第一次産業が減少し、第三次産業が増加の傾向です。
女性就業者でのその傾向は顕著で、特に第三次産業の伸びが見られます。

〔表3〕 就業者数と産業別就業者数の推移

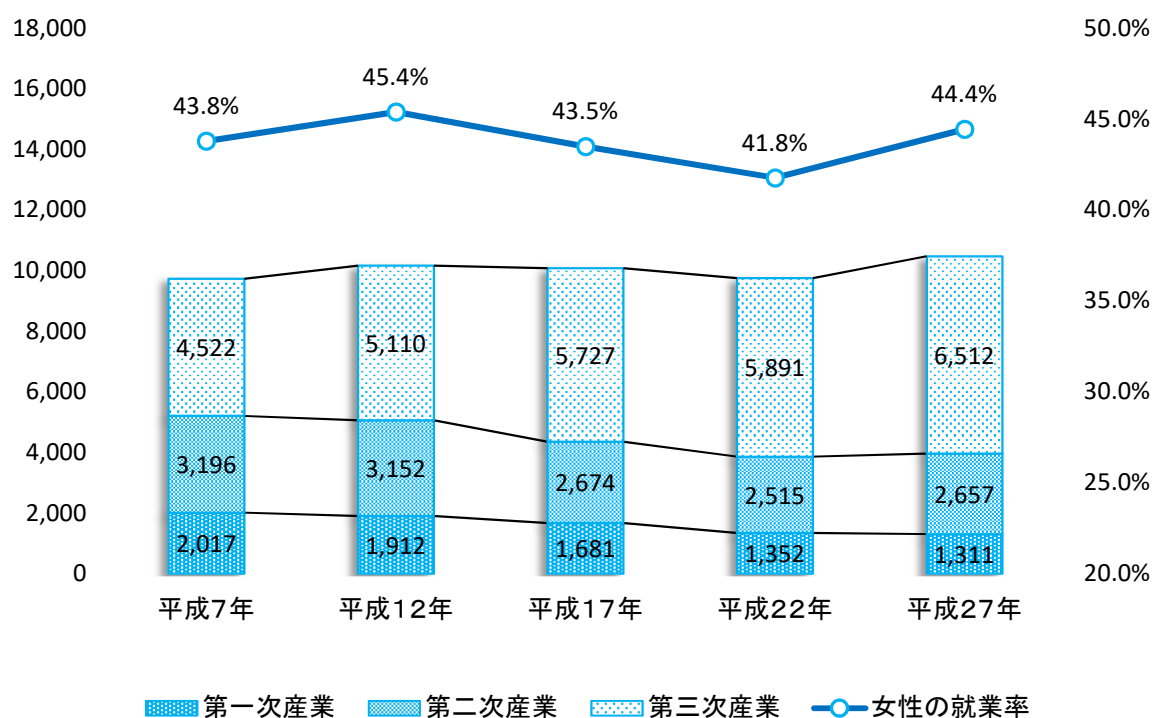
単位：人

就業者数/年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率 H7/H27
就業者数	23,947	24,879	24,477	23,515	25,281	7.0%
第一次産業	4,355	4,042	3,755	3,212	3,045	△37.4%
第二次産業	8,478	8,711	7,788	7,463	7,959	△4.4%
第三次産業	11,111	12,122	12,895	12,749	13,797	32.3%

〔表4 図7〕 女性の就業率と産業別女性就業者数の推移

単位：人/率

就業者数等/年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率H7/H27
女性人口	22,239	22,415	23,160	23,480	24,072	8.2%
女性就業者数	9,735	10,174	10,082	9,809	10,698	9.9%
女性の就業率	43.8%	45.4%	43.5%	41.8%	44.4%	1.5%
第一次産業	2,017	1,912	1,681	1,352	1,311	△35.0%
第二次産業	3,196	3,152	2,674	2,515	2,657	△16.9%
第三次産業	4,522	5,110	5,727	5,891	6,512	44.0%



(資料) 国勢調査

5 地区別の人口・世帯数の推移

地区別の人口・世帯数では、東根地区・神町地区の伸びが非常に大きくなっています。

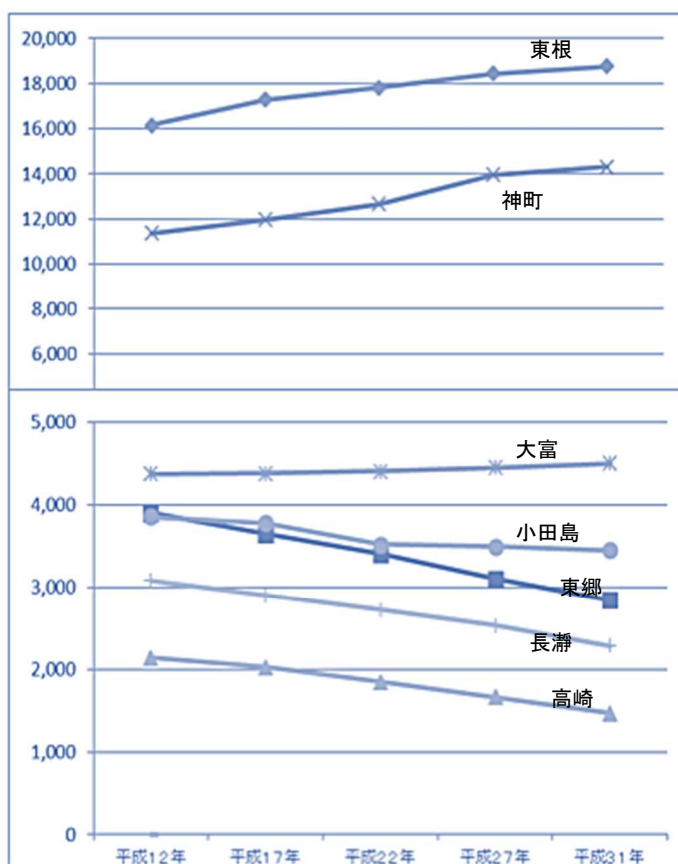
[表5] 地区別の人口・世帯数の推移

単位：人

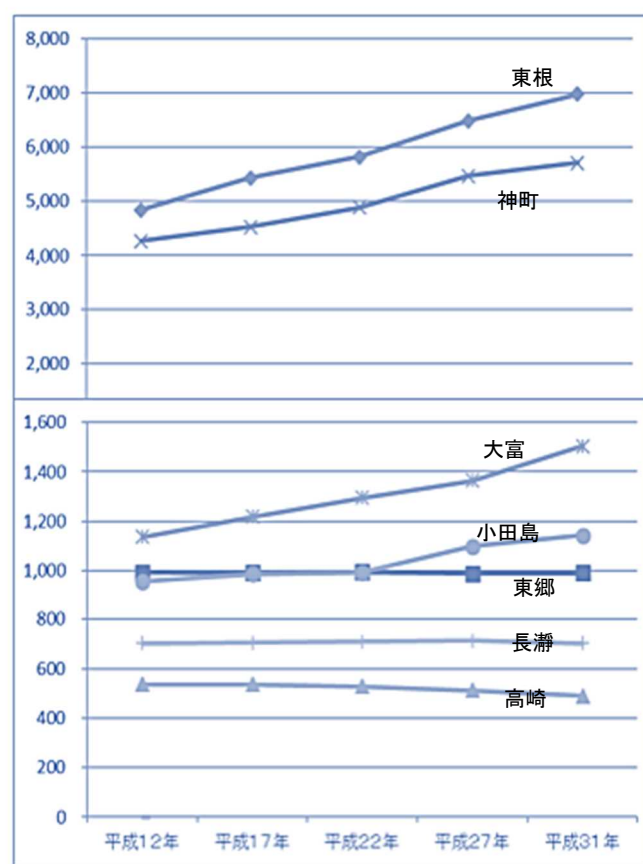
年 地区	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成31年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
東根	16,155	4,842	17,281	5,431	17,819	5,824	18,447	6,485	18,768	6,971
東郷	3,897	994	3,646	991	3,404	995	3,100	988	2,842	992
高崎	2,136	537	2,026	537	1,846	529	1,663	512	1,466	489
神町※	11,371	4,265	11,976	4,527	12,681	4,886	13,960	5,465	14,310	5,707
大富	4,375	1,137	4,382	1,218	4,407	1,296	4,449	1,365	4,498	1,505
小田島	3,852	956	3,781	986	3,516	994	3,493	1,099	3,447	1,143
長瀬	3,084	703	2,896	704	2,720	708	2,531	713	2,283	702
計	44,870	13,434	45,988	14,394	46,393	15,232	47,643	16,627	47,614	17,509

(資料) 住民基本台帳

[図8-1] 地区別人口の推移 単位：人



[図8-2] 地区別世帯数の推移 単位：世帯



地区別人口を詳細に見ていくと、東部地域及び大富地区を除く西部地域における人口減少が目立ちますが、中部地域の増加がそれを上回るため、市全体としては、人口が増加しています。

年少人口を地区別に見ると、東部地域及び大富地区を除く西部地域の減少が著しい状況です。

一方、中部地域における神町地区の年少人口は大きく増加しています。市内の年少人口の76.3%が中部地域に集中しています。

[表 6 - 1] 地区別人口の推移

		平成12年		平成22年				平成31年					
				H12~H22(10年間)				H22~H31(9年間)					
地区	人口	全体に占める割合%		人口	全体に占める割合%		増減(人)	増減率(%)	人口	全体に占める割合%		増減(人)	増減率(%)
		人口	割合%		人口	割合%				人口	割合%		
中部	東根	16,155	36.0	61.3	17,819	38.4	1,664	10.3	18,768	39.4	69.5	949	5.3
	神町	11,371	25.3		12,681	27.3	1,310	11.5	14,310	30.1		1,629	12.8
東部	東郷	3,897	8.7	13.4	3,404	7.3	△ 493	△ 12.7	2,842	6.0	9.0	△ 562	△ 16.5
	高崎	2,136	4.8		1,846	4.0	△ 290	△ 13.6	1,466	3.1		△ 380	△ 20.6
西部	大富	4,375	9.8	25.2	4,407	9.5	32	0.7	4,498	9.4	21.5	91	2.1
	小田島	3,852	8.6		3,516	7.6	△ 336	△ 8.7	3,447	7.2		△ 69	△ 2.0
	長瀬	3,084	6.9		2,720	5.9	△ 364	△ 11.8	2,283	4.8		△ 437	△ 16.1
計		44,870	100		46,393	100	1,523		47,614	100		1,221	

※各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

[表 6 - 2] 地区別の年少人口の推移

		平成12年		平成22年				平成31年					
				H12~H22(10年間)				H22~H31(9年間)					
地区	人口	年少人口に占める割合%		人口	年少人口に占める割合%		増減(人)	増減率(%)	人口	年少人口に占める割合%		増減(人)	増減率(%)
		人口	割合%		人口	割合%				人口	割合%		
中部	東根	2,576	36.8	65.0	2,841	42.4	265	10.3	2,663	40.0	76.3	△ 178	△ 6.3
	神町	1,971	28.2		2,123	31.7	152	7.7	2,422	36.4		299	14.1
東部	東郷	556	7.9	11.6	310	4.6	△ 246	△ 44.2	236	3.5	5.1	△ 74	△ 23.9
	高崎	259	3.7		176	2.6	△ 83	△ 32.0	105	1.6		△ 71	△ 40.3
西部	大富	613	8.8	23.4	598	8.9	△ 15	△ 2.4	619	9.3	18.6	21	3.5
	小田島	594	8.5		365	5.4	△ 229	△ 38.6	419	6.3		54	14.8
	長瀬	430	6.1		290	4.3	△ 140	△ 32.6	198	3.0		△ 92	△ 31.7
計		6,999	100		6,703	100	△ 296		6,662	100		△ 41	

※各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

6 就学前の児童の入所状況

(1) 就学前児童の居場所

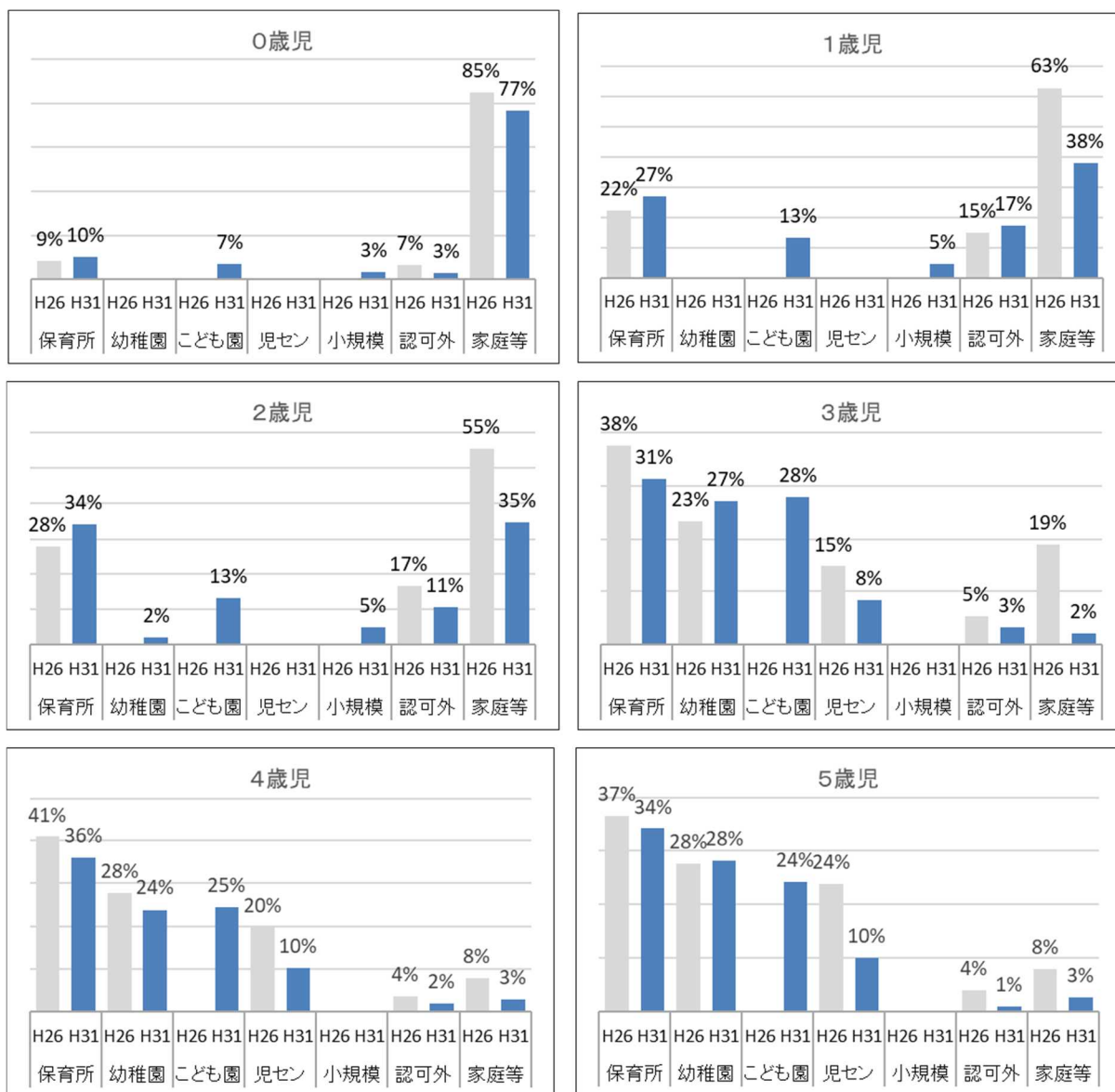
従来2歳児までは家庭保育が中心で、3歳児以上から入所率が高まってくるという傾向がありましたが、平成26年と31年の比較からは、低年齢児の施設利用が増加してきているのがわかります。

施設利用としては、認定こども園・小規模保育施設の新設に伴う利用率の増加、対して児童センター・認可外保育施設の利用率の減少が見られます。保育所・幼稚園の利用割合は、3歳未満児でやや増加、4歳児・5歳児でやや減少となっています。

核家族化が進行し、家庭で保育できる大人が少なくなっていること、児童福祉施設の整備が図られてきたこと等により、家庭等での保育児童は減少傾向にあります。

[図9] 就学前児童の居場所 平成26年と平成31年の対比

単位：%



こども園：認定こども園 児セン：児童センター 小規模：小規模保育施設
 (資料) 子育て健康課調べ

(2) 市内児童福祉施設等入所状況

◎保 育 所

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
ひがしね 保育所	4	23	21	35	38	40	161	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
さくらんぼ 保育所	5	11	18	34	38	39	145	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
神 町 保 育 所			9	28	30	24	91	
公立 保 育 所 小 計	9	34	48	97	106	103	397	
(福)あゆみ 保 育 園	6	13	11				30	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(福)なかよし 保 育 園	7	16	16	20	23	29	111	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(学)ルンビニー 保 育 園	8	26	29				63	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
(福)あおぞら 保 育 園	5	15	12				32	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(福)おおとみ 保 育 園	6	12	17	26	25	23	109	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
民 立 保 育 所 小 計	32	82	85	46	48	52	345	
市 外 委 託	0	2	1	1	2	0	6	
合 計	41	118	134	144	156	155	748	

◎認定こども園

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考	
東部こども園	保育所	3	7	9	12	3	6	40	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	幼稚園				7	18	15	40	
公立こども園 小計	3	7	9	19	21	21	80		
(福)さくらこども園	保育所	6	12	12	21	22	24	97	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	幼稚園				0	2	3	5	
(福)おだしまこども園	保育所	12	18	18	26	27	25	126	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	幼稚園				6	1	4	11	
(福)あおぞらこども園	保育所	7	20	12	38	26	14	117	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
	幼稚園				5	5	4	14	
民 立 こ ど も 園 小 計	25	50	42	96	83	74	370		
市外施設(保育認定)	1	1	1	7	1	2	13		
市外施設(教育認定)			0	6	1	13	20	満3歳～	
市 外 こ ど も 園 小 計	1	1	1	13	2	15	33		
合 計	29	58	52	128	106	110	483		

◎小規模保育事業

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
(株)さくらんぼの森 保 育 園	6	7	6				19	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(株)マーガレット 保 育 園	2	6	6				14	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(同)にじいろ 保 育 園	5	7	6				18	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
合 計	13	20	18	0	0	0	51	

◎新制度幼稚園(施設型給付)

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
市外施設(教育認定)			0	4	2	4	10	満3歳～
合 計			0	4	2	4	10	

◎旧制度幼稚園(私学助成)

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
(学)神町幼稚園			3	56	51	57	167	満3歳～
(学)ひがしね幼稚園			6	65	51	67	189	満3歳～
合 計			9	121	102	124	356	

◎児童センター等

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備考
東根児童センター				20	22	29	71	
本郷児童センター				5	9	5	19	
東郷児童センター							0	
高崎児童センター				4	2	2	8	
長瀬児童センター				10	11	9	30	
合計			0	39	44	45	128	
大げやき親子通園			0	3	3	1	7	2歳児～

◎認可外保育施設(届出保育施設等)

平成31年4月1日現在

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
ひまわり幼児園	2	12	4	10	9	4	41	0歳児は 生後45日以上が対象
夢の城ベビーホーム	3	10	1	0			14	0歳児は 生後2ヶ月以上が対象
星の子ベビーホーム	0	9	5	1			15	0歳児は 生後2ヶ月以上が対象
のびのび保育園	4	14	13	1			32	0歳児は 生後2ヶ月以上が対象
ラルクKids	2	6	2				10	0歳児は 生後2ヶ月以上が対象
認可外保育所 小計	11	51	25	12	9	4	112	
まませるふ東根園	0	5	9	0			14	企業主導型保育事業所
企業主導型保育施設 小計	0	5	9	0	0	0	14	
日東ベスト(株)なかよしプラザ*	0	5	3	1	0	0	9	事業所内託児所
山形ロイヤル病院 院内保育室	1	4					5	事業所内託児所
スマイル・キッズ きたこう	0	11	5	2	0	0	18	事業所内託児所
事業所内保育事業 小計	1	20	8	3	0	0	32	
合計	12	76	42	15	9	4	158	

(3) 保育所等*入所児童数の推移

第1期計画期間中において、児童福祉施設等の整備方針に基づき、保育所や認定こども園、小規模保育事業の整備を大幅に進めてきました。特に、施設の建設にあたっては、国県制度による補助金のほか、「東根市保育所等整備加速化事業補助金」を創設し、市単独の補助金を上乗せして整備促進を図りました。

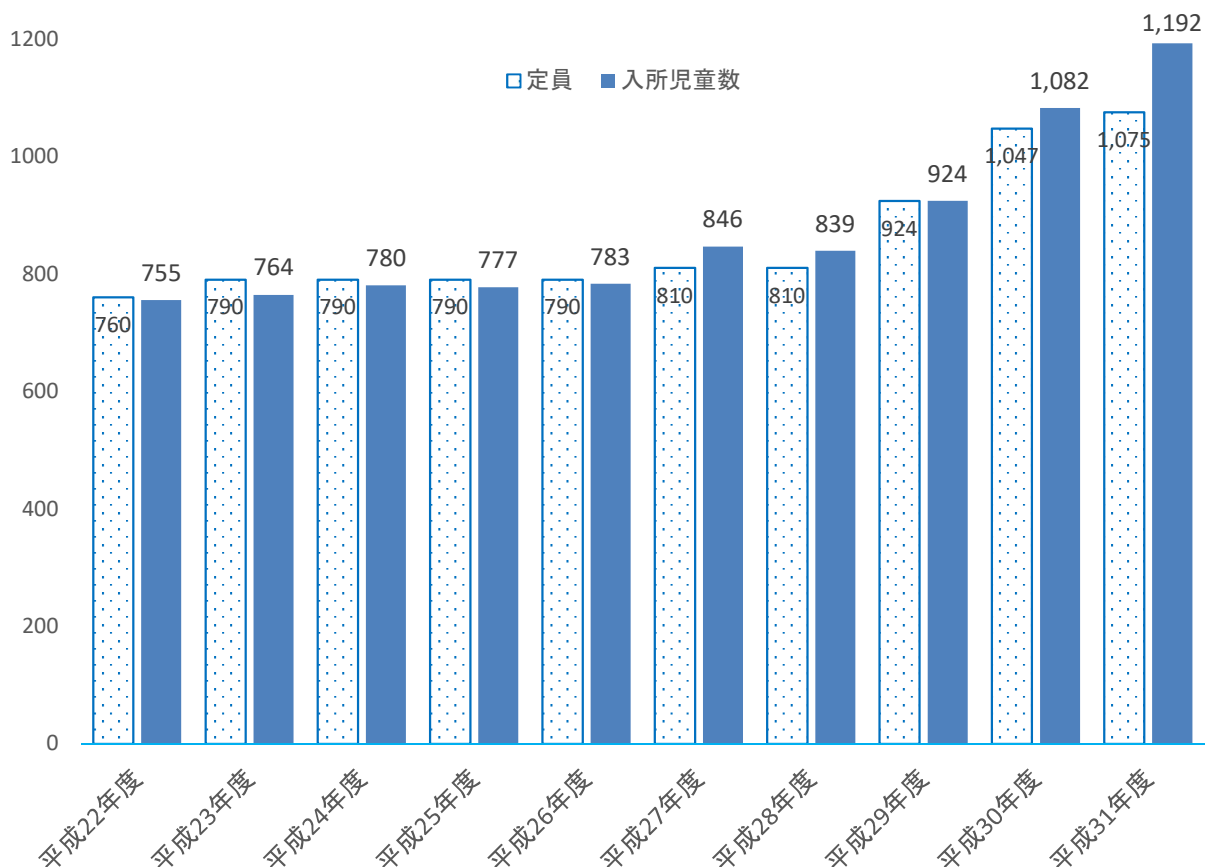
その結果、保育定員の大幅な伸びが見られます。入所児童数も定員増に伴い増加しており、特に、3歳児未満時の入所児童数が増加しています。

なお、定員数に対し、入所児童数が多くなっていますが、保育所の定員弾力化（待機児童対策のため、人員・面積基準を満たしたうえで、定員の120%まで受け入れることができる特例）のほか、新制度以降、市外の認定こども園に入所する児童も増えていることが要因です。

* 保育所等…保育所、認定こども園の保育所部門、小規模保育事業

[図 10-1] 保育所等定員と入所児童数の推移

単位：人



(資料) 子育て健康課調べ (4月1日現在)

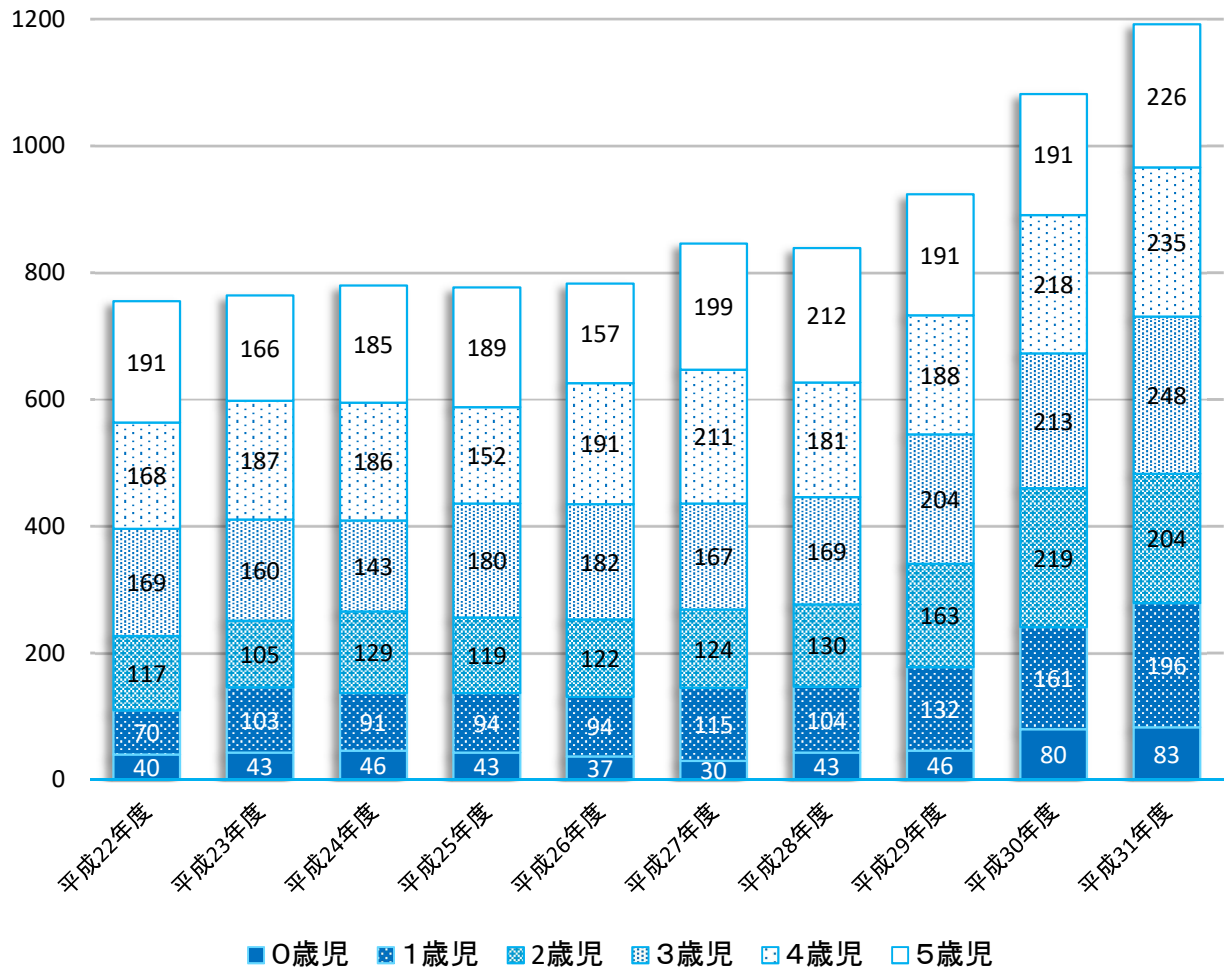
第1期計画期間中の保育定員の変遷

年月日	施設名	定員の増減			
		開所	増設等	閉鎖	付記
H27. 4. 1	(公)東部こども園	20			保育定員20人、教育定員50人
H29. 4. 1	(公)大富保育所			△ 120	
〃	(福)おおとみ保育園	100			
〃	(福)さくらこども園	84			保育定員84人、教育定員6人
〃	(福)なかよし保育園		50		定員40人→90人
H30. 4. 1	(公)小田島保育所			△ 120	
〃	(福)認定こども園おだしま	105			保育定員105人、教育定員15人
〃	(福)あおぞらこども園	105			
〃	(株)マーガレット保育園	15			届出保育施設から小規模保育施設に移行
〃	(株)さくらんぼの森保育園	18			届出保育施設から小規模保育施設に移行
H31. 4. 1	(同)大森にじいろ保育園	18			届出保育施設から小規模保育施設に移行
〃	(公)東部こども園		10		保育定員20人→30人(教育定員との調整)
R1. 10. 1	〃		35		保育定員30人→65人(教育定員との調整)
保育定員の増 320人		465	95	△ 240	

※第1期計画期間後では、R2. 4. 1 (株)大ケヤキ中央保育園(定員48人)が開所

[図 10-2] 年齢別保育所等入所児童数の推移

単位：人



(4) 認定こども園（幼稚園部門）の推移

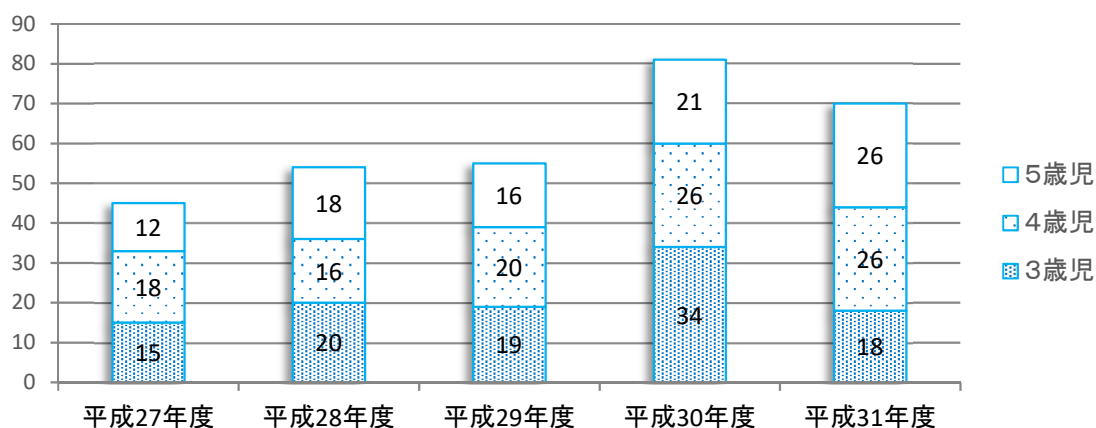
認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。これまで、平成 27 年度に東部こども園が、平成 29 年度に(福)さくらこども園が、平成 30 年度に(福)認定こども園おだしまと(福)あおぞらこども園が開所しています。

保育所部門の入所児童は保育所に計上していますので、ここでは、幼稚園部門の入所児童の推移を計上しています。

平成 30 年度には、利用児童数が増加しましたが、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、平成 31 年度の利用は減少に転じました。

[図 11] 年齢別認定こども園（幼稚園部門）児童数の推移

単位：人



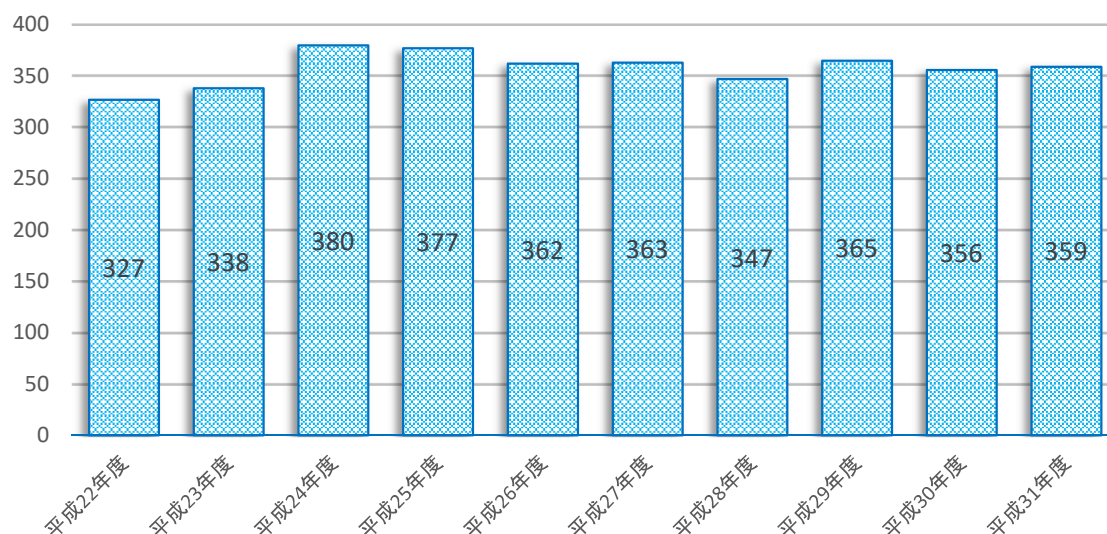
(資料) 子育て健康課調べ（4月1日現在）

(5) 市内幼稚園入所児童数の推移

おおむね横ばいの入所児童数となっています。

[図 12] 市内幼稚園入所児童数の推移

単位：人



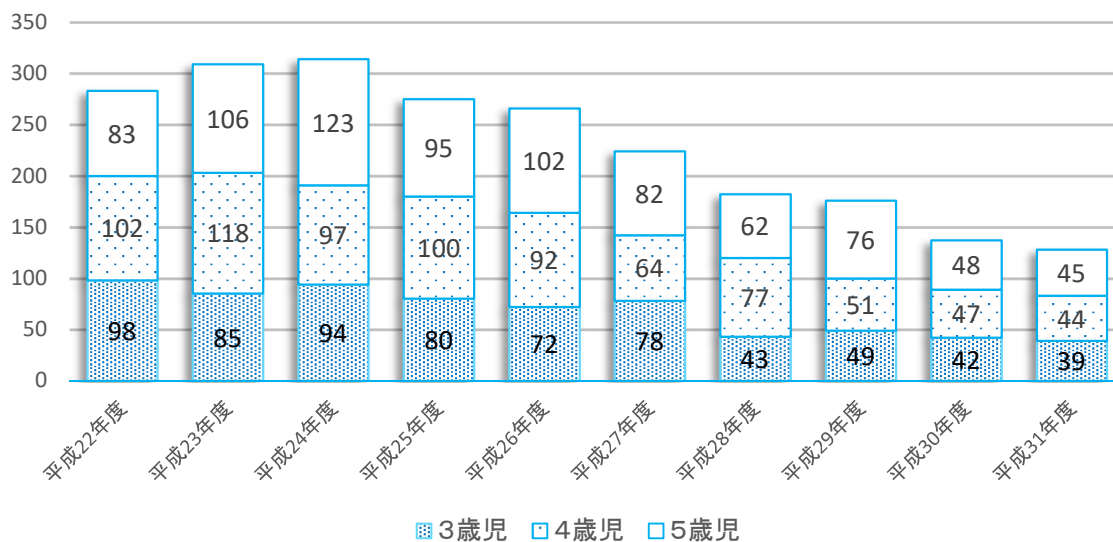
(資料) 東根市統計資料（5月1日現在）

(6) 児童センター入所児童数の推移

他の施設利用等により、利用者は減少しています。（東郷児童センターは平成27年度で廃止）

[図13] 年齢別児童センター入所児童数の推移

単位：人



(資料) 子育て健康課調べ（4月1日現在）

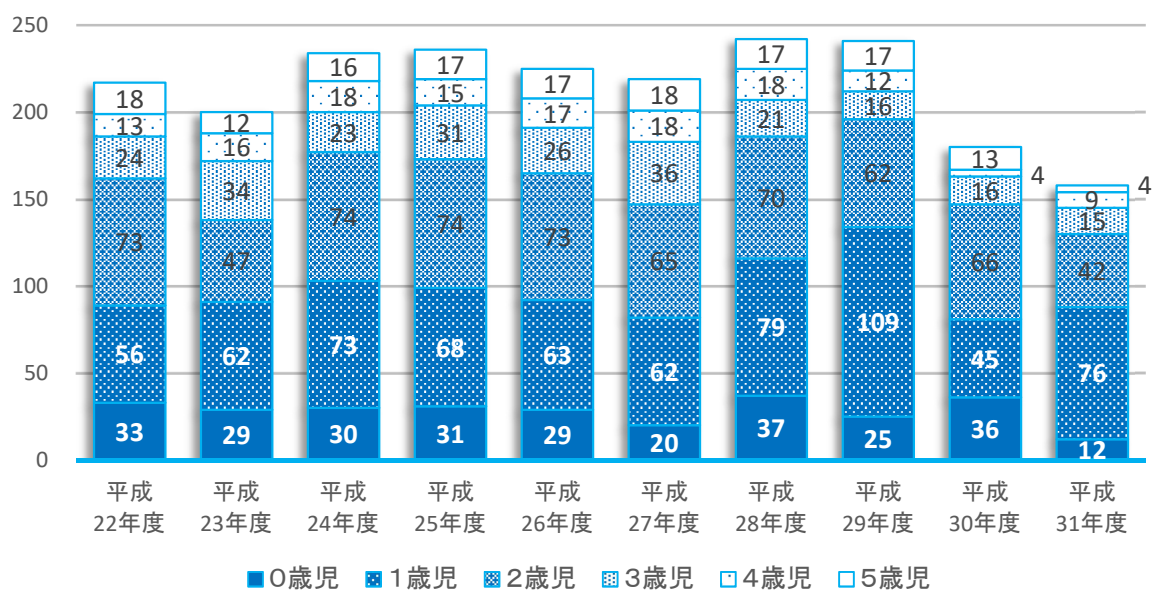
(7) 市内認可外保育施設（届出保育施設等）入所児童数の推移

入所児童は低年齢児が中心です。現在、認可外保育施設が9施設、うち企業主導型保育施設が1施設、事業所内保育施設が3施設となっています。

近年、認可・小規模保育施設へ移行した事業所もあり、入所児童の減少が見られます。

[図14] 年齢別認可外保育施設（届出保育施設等）入所児童数の推移

単位：人



(資料) 子育て健康課調べ（4月1日現在）

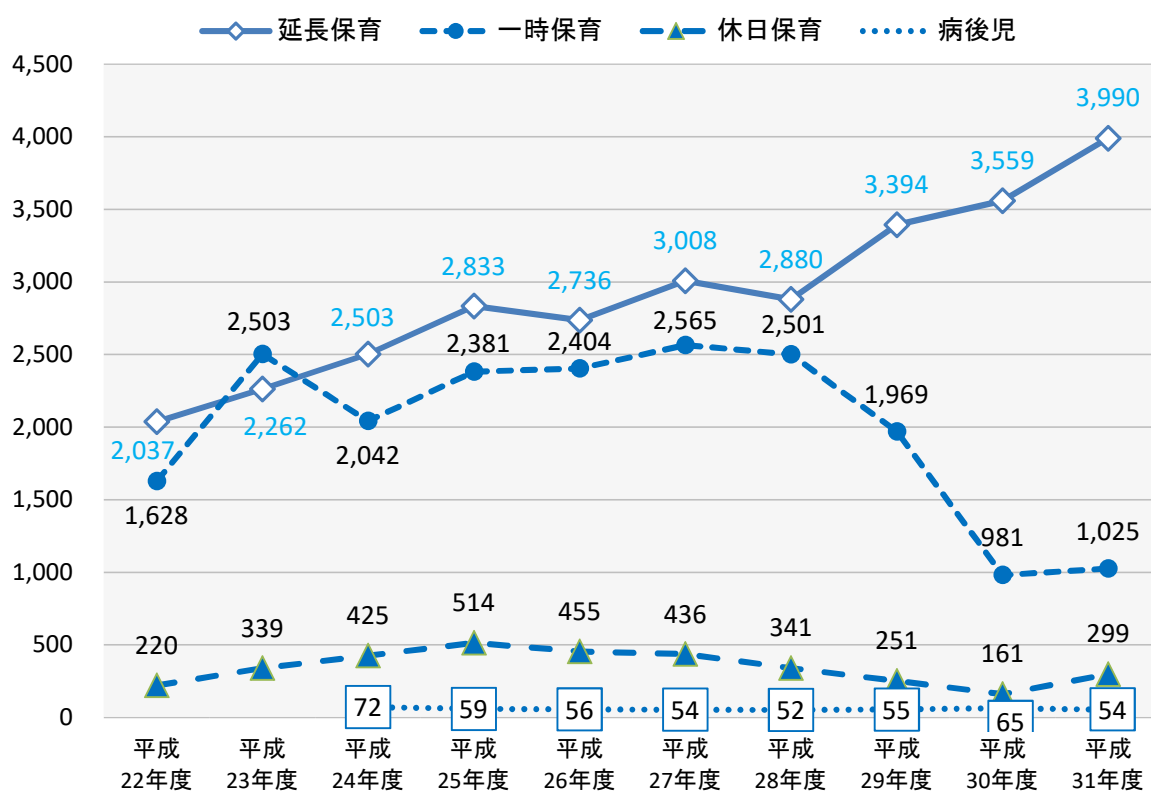
(8) 延長・一時・休日・病後児保育の実施状況

近年の保育ニーズの多様化に合わせた各種事業を実施しています。

延長保育の実績は、上昇傾向にあります。一時保育・休日保育の利用は減少してきています。特に、平成 29 年度以降の保育所定員の増加に伴い、一時保育の利用は急減していますが、さくらんぼ繁忙期の一時保育の需要は依然として多い状況です。

病後児保育の利用は、ほぼ横ばいで推移しています。

[図 15] 延長・一時・休日・病後児 各保育実施数の推移 単位：件



(資料) 子育て健康課調べ

- *延長保育……保育所、認定こども園、小規模保育施設（市内全 15 か所）において、入所児童を 18:00 を超えて保育する事業
- *一時保育……ひがしね保育所、さくらんぼ保育所、さくらこども園において、満 1 歳から就学前児童を一時的に保育する事業
- *休日保育……日曜・祝日に、ひがしね保育所、さくらんぼ保育所において、満 1 歳から就学前児童を保育する事業
- *病後児保育……病気の回復期にある満 1 歳から小学 6 年生までの児童を、専用施設で保育する事業。ソーレケアヴィレッジ東根（温泉町）内 病後児保育所さんさんにて実施。

(9) 放課後児童クラブの入所児童数の推移

学童保育ニーズの高まりや、平成 27 年度より高学年も入所対象となったこと等を受け、入所児童数は年々増加してきましたが、ここ数年は高位のまま横ばいで推移しています。

〔表 7〕 放課後児童クラブの入所児童数の推移

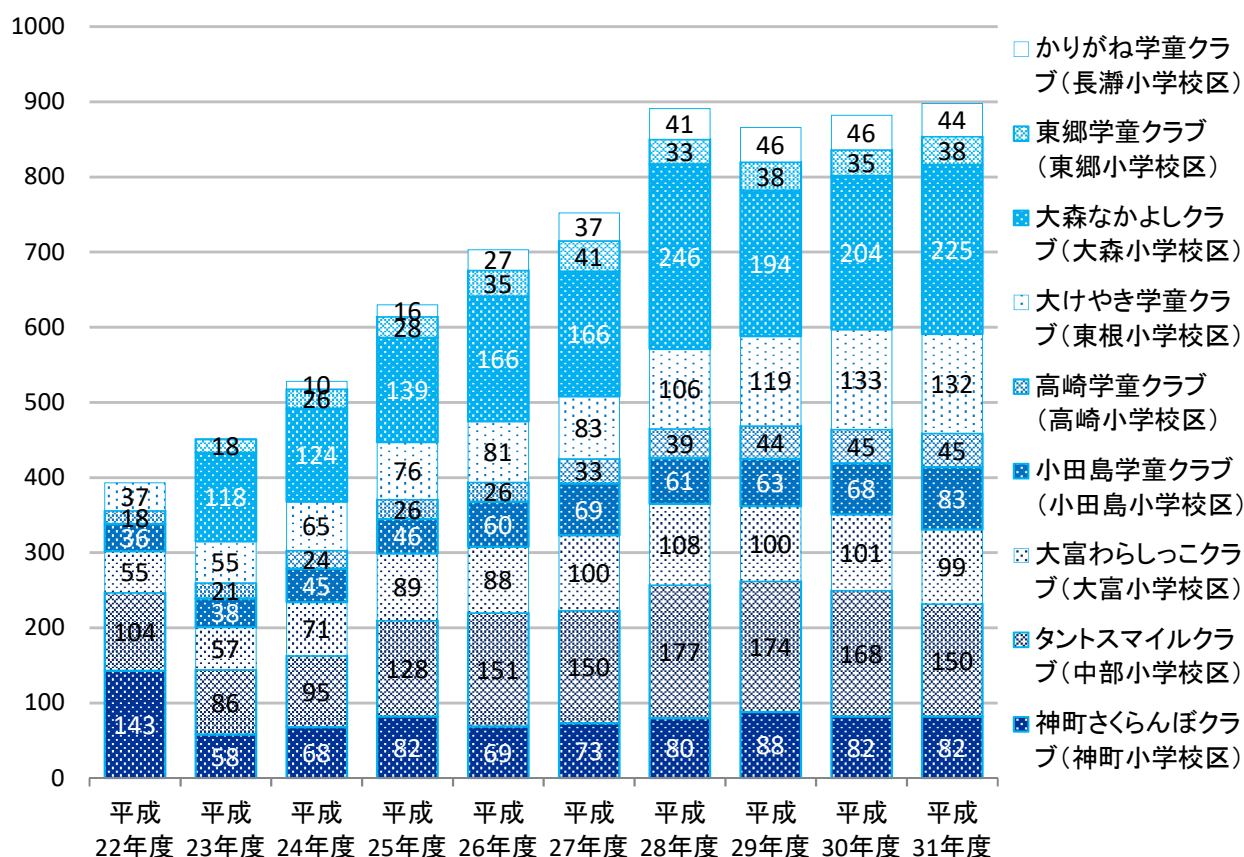
単位：人

年度 クラブ名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
神町さくらんぼクラブ	143	58	68	82	69	73	80	88	82	82
タントスマイルクラブ	104	86	95	128	151	150	177	174	168	150
大富わらしっこクラブ	55	57	71	89	88	100	108	100	101	99
小田島学童クラブ	36	38	45	46	60	69	61	63	68	83
高崎学童クラブ	18	21	24	26	26	33	39	44	45	45
大けやき学童クラブ	37	55	65	76	81	83	106	119	133	132
大森なかよしクラブ		118	124	139	166	166	246	194	204	225
東郷学童クラブ		18	26	28	35	41	33	38	35	38
かりがね学童クラブ			10	16	27	37	41	46	46	44
合計	393	451	528	630	703	752	891	866	882	898

(資料) 子育て健康課調べ(年平均人数)

〔図 16〕 放課後児童クラブの入所児童数の推移

単位：人



(10) 各種相談等の状況

市の保健師・管理栄養士等によるすくすく育児相談は、身体発育に関することが大きなウェイトを占めます。すくすく育児相談では、離乳食実習にも取り組んでおり、身体発育に次ぐ相談実績があります。

臨床心理士を児童福祉施設に派遣し、支援が必要な子どもへの対応方法について、指導助言を受ける育児相談事業は、派遣回数も相談者数も増加しています。その後のフォローアップと適切な療育につなぐため、臨床心理士による子育て相談も開催し、発育や育児に関する個別相談を実施していますが、育児相談事業に連動する形で、実施回数も相談者数も増加しています。

要保護児童対策等地域協議会における個別ケース検討会は、困難ケースの増加により、開催回数も増加しています。

[表 8-1] すくすく育児相談実績

単位：件

内容 年度	妊娠中の生活	離乳食(実習を含む)	身体発育	ことばの発達	病気	予防接種	育児全般	相談者総数
平成 27 年度	1	196	420	36	17	29	95	469
平成 28 年度	3	210	544	48	14	24	68	553
平成 29 年度	1	179	420	34	10	11	45	480
平成 30 年度	0	135	334	37	9	9	25	460
平成 31 年度	1	137	296	27	8	15	85	338

(資料) 子育て健康課調べ

[表 9-1] 臨床心理士の児童福祉施設派遣事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数 (延べ回数)	13 施設 (17 回)	13 施設 (17 回)	14 施設 (19 回)	15 施設 (19 回)	16 施設 (20 回)
相談者数 (延べ人数)	71 人	68 人	77 人	82 人	82 人

(資料) 子育て健康課調べ

[表 9-2] 臨床心理士による子育て相談（児童福祉施設派遣事業のフォローアップ含む）実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
相談回数	13 回	13 回	13 回	16 回	17 回
相談者数 (延べ人数)	27 人	31 人	35 人	47 人	48 人

(資料) 子育て健康課調べ

[表 10] 要保護児童対策等地域協議会個別ケース検討会の開催実績

単位：件

内容 年度	養護 (虐待)	育成 (養育・不安不登校等)	非行	特定妊婦	計
平成 27 年度	8	10	1	0	19
平成 28 年度	14	2	0	2	18
平成 29 年度	12	8	1	1	22
平成 30 年度	17	12	0	2	31
平成 31 年度	16	12	0	8	36

(資料) 福祉課調べ

(11) タントクルセンターにおける子育て関連施設利用者の推移

① タントクルセンター、けやきホール

タントクルセンター、けやきホールは、開館以来多くの児童、親子連れが利用しており、タントクルセンター全体の来館者数の半数近くが、けやきホールの利用者です。

けやきホールは市外の利用者が多く、市内利用者を上回っています。（特に、5月・8月・3月）

[表 10] タントクルセンター利用者数の推移

単位：件/人

内訳 年度	利用団体等 (件)	来館者数 (人)	うち、けやき ホール利用 者数(人)			うち、子育て 支援センター 利用者数(人)
				市内	市外	
平成 17 年度	2,151	363,042	140,761	74,667	66,094	8,320
平成 18 年度	2,479	359,795	156,166	67,878	88,288	6,331
平成 19 年度	2,361	338,065	157,719	64,006	93,713	9,486
平成 20 年度	2,122	343,343	160,463	62,213	98,250	9,336
平成 21 年度	1,929	318,462	143,866	53,490	90,376	8,765
平成 22 年度	2,116	339,786	152,858	58,201	94,657	8,315
平成 23 年度	2,261	347,310	168,802	62,209	106,593	10,638
平成 24 年度	2,230	337,769	161,162	59,339	101,823	10,222
平成 25 年度	2,161	342,274	163,761	56,430	107,331	10,971
平成 26 年度	2,143	339,500	150,146	56,500	93,646	11,534
平成 27 年度	2,237	341,390	137,817	58,938	78,879	12,102
平成 28 年度	2,326	323,645	135,556	58,137	77,419	13,646
平成 29 年度	2,207	310,440	131,392	57,510	73,882	13,292
平成 30 年度	2,213	313,031	134,588	59,554	75,034	12,451
平成 31 年度	2,214	289,173	126,170	52,780	73,390	12,068

(資料) NPO法人クリエイトひがしね調べ

※平成 31 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月期に使用制限(会議に係る貸館のみの実施)を行っています。

<けやきホール 特色のある事業>

- ・大けやきをモチーフにした東根市オリジナルの大型遊具
大型すべり台は、大人にも開放（土日、時間限定）
- ・毎朝の絵本読み聞かせと体操の時間
- ・けやきホールの遊具を活かした遊びを提案し、親子で楽しむひろばの開催
- ・地域のボランティアとの連携
- ・学生ボランティアや職場体験の積極的な受入れ
- ・子どもスタッフ（お仕事体験）の実施

②子育て支援センター

子育て支援センターは、育児についての不安や悩みの相談を行ったり、親同士の交流ができる場です。各種サロン等の事業を通じて、顔なじみとなったスタッフに様々な相談があります。

[表 11] 子育て支援センターにおける相談状況 単位：件/人

内容 年度	子どもの 発育・発達	生活習慣	病気・ 予防接種	母親自身 のこと	その他	計
平成 27 年度	54	192	25	18	101	390
平成 28 年度	72	199	12	21	70	374
平成 29 年度	64	136	19	21	54	294
平成 30 年度	35	151	9	22	53	270
平成 31 年度	94	280	36	24	75	509

<子育て支援センター 特色のある事業>

- ・切れ目のない支援として、妊婦から参加できるサロン、月齢、年齢に合わせ親子で参加できる各種サロンの実施。月齢に合わせた遊び環境の設置、ふれあいあそび、絵本の読み聞かせを実施
- ・保育士、栄養士等によるミニ講座、先輩ママとのアイデア交換会
- ・地域に出向いての移動サロン
- ・様々な育児講座の開催、子育て相談の実施

③ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。利用会員（サービスを受ける側）の会員はほぼ横ばいで推移し、本制度が利用され定着していることがうかがえます。協力会員（サービスを提供する側）もほぼ同様の推移です。

主な活動内容は、保育所等の迎えや帰宅後の預かり、小学校等の登校前の預かり、習い事の援助、保護者の外出の援助、保護者の病気や都合による預かり等となっています。

[表 12] ファミリー・サポート・センターの利用実績 単位：人

年度 会員種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用会員	494	513	528	524	491
協力会員	104	103	101	92	90
両方会員	34	33	37	37	34
合計	632	649	666	653	615
活動件数	856	673	1,148	722	661

(資料) NPO法人クリエイトひがしね調べ

(12) ひがしねあそびあランド利用者の推移

平成 25 年 5 月にオープンした「ひがしね あそびあランド」は、自然の中で、子どもが「やってみたい」遊びを見つけ出せるよう様々なしかけを行っています。

子ども自らが遊びを通して、自主性や創造性、社会性を育む「遊育」と、地域ぐるみで未来を担う子どもを共に育てる「共育」の実践を通して、子どもも大人も共に成長していく過程を大切にしています。

[表 13] ひがしねあそびあランドの利用実績 単位：人

年度	利用者(人)
平成 25 年度	354,677
平成 26 年度	274,745
平成 27 年度	201,669
平成 28 年度	172,686
平成 29 年度	196,431
平成 30 年度	175,270
平成 31 年度	133,398
計	1,508,876

※平成 30.31 年度は、熱中症対策として暑さ指数が規定値を超えた場合に、臨時休園を行なっているほか、平成 31 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月期を臨時休園としています。

<あそびあランド 特色のある事業>

- ・乳幼児期からの外遊び親子交流ひろばや屋外での食育事業の開催
- ・昔遊びを通じた世代間交流の推進
- ・地域に出向いた遊び場づくりの実践
- ・遊育や共育をメインにした講座の開催、子育て相談の実施

第3章 第1期計画の経過と実績



第3章 第1期計画の経過と実績

第1期子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）の施策の体系に基づく主な取り組みについて、事業概要と実績をとりまとめました。

目指すべき社会像1

子どもを健やかに生み育てられる社会

メインプラン1 (基本施策1)

「さくらんぼtantokurセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした、柔軟で多彩な子育て支援や遊育・共育の普及と実践

主な取り組み	事業概要及び実績
子どもの月齢・年齢に応じたきめ細やかなサロンや地域に出向いたサロンの実施	月・火・木・土曜日の月齢別のサロンでは毎回30人程度の参加者があり、乳児健診やSNSを見て、初めて参加する方が毎回1～3組ある。 地域公民館に出向いた移動サロンの回数を月2回～3回に増やし実施している。特に、転入者親子の出会い交流の場になっている。
遊育を知り理解してもらうための講座の開催	自由な遊びが子どもの心をはぐくむという理念を普及するため、保護者・支援者・地域住民等に向け、機を捉えた遊育講座を開催している。「遊びを通じた成長」を実感している声が多く、講座へのリピーターも増えている。 平成30年度に子育て支援センターと市内4園のこども園で子育て支援ネットワーク会議を立ち上げ、遊育・共育等について情報交換を行っている。

基本施策2

子育ての楽しさや子どもを生み育てることの重要性の意識啓発

主な取り組み	事業概要及び実績
マタニティ教室、すこやか初孫学級の開催	マタニティ教室は毎月実施しており、妊婦及び配偶者が参加しやすいように土曜日にも開催している。 すこやか初孫学級を前期と後期に分け年4回開催し、子育ての今と昔の違いを伝え、子育てのサポートが円滑にできるよう促している。
赤ちゃんサロンなどにおける中高生の1日スタッフ体験	子育て支援センターやけやきホールにおいて、積極的に中高生等のボランティアやインターンシップ受入を行い、親子と交流する機会をつくっている。
児童福祉施設における中高生や保護者、地域の方の1日保育士体験の取り組み	保育所等において、中高生の職場体験や家庭科の保育実習を受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会をつくっている。 けやきホールでは、一般ボランティアや親子スタッフなどを受入れ、来館した親子との交流を図っている。

基本施策3

子どもや母親の健康の確保

主な取り組み	事業概要及び実績
幸せサポート事業（妊婦健診）の実施	妊婦健康診査の公費負担に加え平成 26 年度より妊娠確定前の診察費等の費用助成（上限 1 万円）を開始し妊婦の健康管理、経済的負担の軽減に努めている。
こうのとりの支援事業（不妊治療助成）の実施	平成 29 年度より助成上限額を 1 回 10 万円から 20 万円に増額し支援の拡充を行っている。
健康診査事業の充実 ・受動喫煙防止に向けた取り組み ・むし歯を減らす取り組み	妊娠時からパンフレットを配布し受動喫煙防止の啓発を行っている。むし歯予防についても歯が生え始める 9 か月頃から歯科衛生士によるブラッシング指導に取り組み、健康診査時にはフッ素塗布を行い継続した指導を実施している。
各種予防接種事業の実施	定期予防接種に加え任意接種に係る費用の一部を助成し子育て世代の経済的負担の軽減、接種率の向上による疾病予防を図っている。 ・平成 29 年度～ロタウイルス ・平成 31 年度～おたふくかぜ（1 歳児） インフルエンザ（1 歳～未就学児）
食育の推進 ・朝食欠食ゼロへの取り組み	年長児を対象に朝ごはんチェックシートを配布し記入してもらい、園児と保護者に朝ごはんを食べる意識づけ、習慣づくりを啓発している。
ブックスタートの推進	親子の触れ合いと豊かな心を育むために乳児健診及び 1 歳 6 か月児健診時に実施しているほか、赤ちゃんギフトとして、布絵本を配布している。

基本施策4

思春期保健対策の充実

主な取り組み	事業概要及び実績
家庭教育相談室の実施（たーんとおしゃべりカフェ）	平成 27 年度に県委託事業として実施。その後は、タントクルセンターやあそびあランドの各種事業における相談に活かしている。
適応指導教室の実施	不登校児童生徒の学習サポートや登校支援、保護者の相談、小中学校との連絡調整を行っている。平成 31 年度からは、指導員を 1 名体制から 2 名体制としたほか、週 4 日から週 5 日の開所としている。
赤ちゃんサロンなどにおける中高生の 1 日スタッフ体験(再掲)	子育て支援センターやけやきホールにおいて、積極的に中高生等のボランティアやインターンシップ受入を行い、親子と交流する機会をつくっている。
児童福祉施設における中高生や保護者、地域の方の 1 日保育士体験の取り組み(再掲)	保育所等において、中高生の職場体験や家庭科の保育実習を受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会をつくっている。

主な取り組み	事業概要及び実績
関係機関のネットワーク強化	<p>要保護児童対策等地域協議会を立ち上げ、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関のネットワークを構築するとともに、実務者会議を定期的開催、ケース会議は必要な事例が発生すれば随時開催し、援助が必要な児童や家庭への支援が行き届くように努めている。</p> <p>平成30年度に子育て支援センターと市内4園のこども園で子育て支援ネットワーク会議を立ち上げ、子育て支援に関する情報交換・情報共有を行っている。</p>
援助者のスキルアップ（研修事業）	<p>児童相談所職員や臨床心理士等の専門家を招へいし、児童福祉施設職員、保健師、福祉課職員、子育て支援センター職員等を対象とした乳幼児虐待予防研修会を定期的開催し、事例を通じた対処法等を学んでいる。</p> <p>発達や療育に対する知識を深め、適切な支援が行えるよう、保健師を対象とした健診時における効果的な支援について研修会を開催している。</p>
分かりやすい情報の発信	<p>平成29年度から、様々な制度や事業、児童福祉施設の情報等をまとめた「母子保健・子育て支援ガイド」を作成し、妊娠届のあった方や子育て世代の転入者を中心に配布している。</p> <p>子育て支援センターでは毎月情報紙を発行するとともに、令和元年6月より、毎月メルマガを配信するなど、積極的な情報発信に努めている。</p>
すくすく育児相談事業	<p>毎月1回、保健師・看護師・栄養士による身体計測・育児相談等を行う場として開催し、子育てに関する不安の解消に努めている。</p> <p>そのほか、乳幼児健診、9か月児赤ちゃん教室、2歳児歯科健診等を通じた育児相談、窓口や電話、メールによる育児相談を随時行っている。</p>
援助が必要な家庭への訪問活動の充実	<p>平成28年度に母子健康係内に子育て世代包括支援センターを開設。様々なネットワークを活用した個々の状況把握を行いながら、訪問活動を充実させている。要支援家庭への訪問実績は、子育て世代包括支援センター開設前の平成27年度比で、平成30年度は約4倍に増えている。</p>

メインプラン4
(基本施策6)

児童発達支援や療育の充実

主な取り組み	事業概要及び実績
各種健診事業とフォローアップ事業	各種健診事業で子育てや発達に関する相談を受け、支援が必要な場合は臨床心理士による子育て相談を実施。支援が必要な未就学児が増えており開催回数を適宜増やしながら実施している。
臨床心理士の児童福祉施設派遣事業	発達支援の必要な未就学児が増加傾向にあり、保育施設での対応について保育者への助言や指導を行っている。 また、その後のフォローアップとして、保護者に対し、臨床心理士による個別相談を実施し、適切な療育へ繋ぐよう努めている。
援助者のスキルアップ（研修事業）	発達や療育に対する知識を深め、適切な支援が行えるよう、保健師を対象とした健診時における効果的な支援について研修会を開催している。
小規模通園事業（障害児の親子通園）と児童福祉施設の連携	親子のペースに合わせた通園の中で集団生活を身に着け、児童センターや保育所等における集団保育が円滑に実施できるよう支援している。
就学時等における切れ目ない支援	保健福祉部門と教育委員会が連携しながら、就学相談や健康診断をきめ細やかに実施している。 幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続について学ぶため、小学校の教員及び幼稚園・保育所等の保育士向けに幼保小研修会を開催するとともに、幼保小のネットワーク形成にもつなげている。
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の整備	平成 26 年度から障害児通所支援事業所が市内に整備されはじめ、現在は 5 事業所がサービスを提供している。 平成 30 年度には児童発達支援センターが 1 か所開設し、障がいのある児童に対する支援のネットワーク形成が図られている。 ◎児童発達支援センター 児童発達支援センター つながる ◎児童発達支援及び放課後デイサービス キッズルームチャコ東根教室 ピース ひがしね マックスゼミナール東根 キッズルームチャコ東根第 2 教室 放課後等デイサービス大げやき

目指すべき社会像 2

地域全体で子どもと家庭を温かく見守り、支え合う社会

メインプラン1 (基本施策1)

「さくらんぼtantokulセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした、柔軟で多彩な子育て支援や遊育・共育の普及と実践

主な取り組み	事業概要及び実績
ファミリー・サポート・センター事業をPRし、協力会員を増やす取り組み	事業PRとして、年3回交流会を実施している。協力会員を増やす取り組みとして、小児科、歯科医院等へチラシの配置、平成31年度からはファミリー・サポート・センター報奨金制度により協力会員の活動報酬を引き上げ、協力会員の確保・増員につなげる取り組みを行っている。
先輩ママや地域の方々、各種ボランティアとの連携による事業の展開	先輩ママの体験談のテーマトークや保護者の得意分野で親子交流を深めるワークショップを開催している。一般ボランティアや親子スタッフなどを受入れ、来館した親子との交流を図っている。

メインプラン2 (基本施策2)

児童福祉施設の整備並びに幼児教育・保育環境の充実

主な取り組み	事業概要及び実績
児童福祉施設の施設形態や配置の検討	平成27年8月に、児童福祉施設等の整備方針を策定、「老朽化した保育所の優先整備」「0～5歳児までの一貫保育ができる保育所やこども園の整備」「民間事業者による創設及び定員増、小規模保育施設の優先整備」の方針に基づき、整備事業者を公募し、整備を進めてきた。特に、施設の建設にあたっては、国県制度による補助金のほか、「東根市保育所等整備加速化事業補助金」を創設し、市単独の補助金を上乗せし、整備の促進を図った。計画期間中に、保育所2か所（うち1か所は増築）、認定こども園3か所、小規模保育施設3か所が整備された。（詳細は20ページのとおり。）
子ども・子育て支援新制度に対応した施設運営の検討	
民間活力を導入した児童福祉施設の整備	
0～5歳児までの一貫した保育環境の整備	
幼児教育・保育の質の向上（遊育・共育の視点を取り入れた教育・保育の実践）	東根市保育士会と共催し、保育士向け研修会を毎年実施している。平成30年度に子育て支援センターと市内4園のこども園で子育て支援ネットワーク会議を立ち上げ、遊育・共育等ついて情報交換を行っている。
児童福祉施設の地域開放（ママカフェや集いの広場などの取り組み）	保護者間の交流や情報交換の場としてママカフェの実施や給食試食会時に保護者の交流の場を設けている。
中高生・保護者・地域の方等の1日保育士体験	保育所等において、中高生の職場体験や家庭科の保育実習を受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会をつくっている。

メインプラン5
(基本施策3)

就学児童の放課後における良好な環境づくり

主な取り組み	事業概要及び実績
大富学童保育所の整備	大富小学校敷地内に、平成27年度に整備、28年4月開所した。
老朽化している施設や児童数が増加し手狭になっているクラブの整備	児童福祉施設等整備計画に基づき整備を推進し、老朽化している施設や児童数が増加し手狭になっているクラブの環境改善を図った。 平成28年度 東根中部学童保育所整備（平成29年4月開所） 平成29年度 東根学童保育所整備（平成30年4月開所） 高崎学童保育所整備（平成30年4月開所） 平成30年度 小田島学童保育所整備（平成31年4月開所） 大森学童保育所整備（平成31年3月開所） 令和元年度 神町学童保育所整備（令和3年1月開所予定）
放課後児童クラブ整備の際の学校施設等活用の検討	学童クラブ新設の際の設置場所として検討し、大森学童保育所の増設の際は、学校敷地内に整備した。
支援員の資格取得を促進、支援員の研修事業等の取り組み	毎年研修を受講し、支援員の資格を取得している。
学童保育の質の向上（遊育・共育の視点を取り入れた学童保育の実践）	支援員を対象に遊育講座を行っている。
小規模特認校制度の導入	平成27年4月に導入し、令和元年度末、23名の児童が学区外から通学している。
放課後児童クラブと放課後子供教室との連携のあり方について検討	高崎小・長瀬小・東郷小学校区において、連携して事業を実施している。
放課後等における学校施設の一時的な活用の促進	長瀬小学校では学童保育所として活用している。 各小中学校では、生涯学習・スポーツで活用している。

基本施策4

働き方の見直しと多様な働き方の実現

主な取り組み	事業概要及び実績
やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度の推進	令和元年11月現在で東根市内企業では43社が認定を受けている。
仕事と生活が両立できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の推進	企業を対象とした育児休業制度取得状況アンケートの実施・結果の送付、県が実施した、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」への参加、定時退庁の呼びかけ等により、機運の醸成を図っている。

目指すべき社会像 3

子どもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍する社会

メインプラン1 (基本施策1)

「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした、柔軟で多彩な子育て支援や遊育・共育の普及と実践

主な取り組み	事業概要及び実績
四季折々に変化する外遊びの実施	乳幼児期からの外遊びを推進するため、あそびあひろば（年72回開催）を実施したり、「お外であそぼ」講座を年4回開催している。
地域・市民・行政が一緒になった遊育・共育の普及活動	行政・住民・NPOと一緒に講座を企画・運営している。 ・平成27年6月全国フォーラム「遊び場づくりは地域づくり～ひがしねの挑戦」 ・平成28年9月東根市子どもクラブ育成会共催「ココロもカラダも遊びで育つ」 ・令和元年6月日独青少年指導者セミナー「国際フォーラム」 ・令和元年10月保育士会共催「こどもの発達を学ぶ講座」

基本施策2

安全・安心な生活環境の整備

主な取り組み	事業概要及び実績
子育てしやすい生活関連施設の整備	まなびあテラス等バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行っている。
青少年健全育成における地域連携	各地区の青少年育成会及び補導委員がそれぞれ地域で積極的な活動を行っているほか、研修会や意見交換を行うことで、地域課題を共有している。
○交通安全対策の実施 ・かもしかクラブや小中学校の自転車教室	◎かもしかクラブ 月ごとにねらいを設定し、カリキュラムを組んで活動しており、活動回数も県内でトップクラスである。保護者と一緒に活動する月もあり、親子で交通安全について考える良い機会となっている。クラブ数も徐々に増加し、令和元年度は15団体となっている。 ◎小中学校の自転車教室 年度始めに、主に小学校3年生・中学校1年生を対象として、各小中学校に出向き自転車教室を行っている。 令和元年12月には「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が設定されたことから、自転車教室の意義がこれまで以上に重要になっている。

基本施策3

学校等の教育環境の整備

主な取り組み	事業概要及び実績
県立中高一貫校 東桜学館の開校・運営に対する県との連携・協力	平成 28 年 4 月開校以降、各種事業の実施に連携及び協力している高校 1 年生のクラス単位で赤ちゃんサロンでの親子交流を実施している。令和元年 9 月には家庭科授業として「赤ちゃんが先生」を実施した。
神町小学校改築事業	令和 3 年 1 月入校に向け整備中
小規模特認校制度の導入（再掲）	平成 27 年 4 月に導入し、令和元年度末、23 名の児童が学区外から通学している。

基本施策4

生涯学習・地域スポーツ環境の整備

主な取り組み	事業概要及び実績
公益文化施設整備事業	東根市公益文化施設「まなびあテラス」が平成 28 年 11 月に開館した。親子向けの読み聞かせや各種イベントの開催により、将来の東根市を担う子ども達に知的冒険の場を提供することで、本や芸術文化に触れる機会を創出し、新たな発見や感動を通じた心の成長を支援している。
青少年健全育成事業	各地区の青少年育成会及び補導委員がそれぞれ地域で積極的な活動を行っているほか、研修会や意見交換を行うことで、地域課題を共有している。
東根市子ども読書活動推進計画に基づく事業	まなびあテラスの活用も含めた、第 2 次東根市子ども読書活動推進計画を平成 31 年度から 5 年間で計画期間として策定した。地域や学校、家庭など様々な場における本との出会い、読書の推進を図っている。
社会体育施設整備事業	市中央運動公園が平成 28 年 4 月にオープンし、体育館をはじめ、全面人工芝の多目的運動広場、市民プール、野球場などを新たに整備した。市民体育館など既存の社会体育施設も含め、子どもたちがスポーツやレクリエーションに触れる機会を創出している。
文化振興推進事業	大ケヤキ全国書道絵画展や総合文化祭を開催し、子ども達からの出展や鑑賞など、芸術文化に触れる機会を創出している。

【参考】第1期計画期間以降において整備された施設

開所年度	保育所、認定こども園 小規模保育事業所	学童保育所	障害児通所支援事業所
平成27年度	(公)東部こども園	東郷学童保育所	児童発達支援・放課後等デイサービス ピースひがしね
平成28年度		大富学童保育所	放課後等デイサービス マックスゼミナール東根
平成29年度	(福)おおとみ保育園 (福)さくらこども園 (福)なかよし保育園(増築)	東根中部学童保育所	放課後等デイサービス キッズルームチャコ東根第2教室
平成30年度	(福)認定こども園おだしま (福)あおぞらこども園 (株)マーガレット保育園 (株)さくらんぼの森保育園	東根学童保育所 高崎学童保育所(改修) 大森学童保育所(増設)	児童発達支援センター つながる 放課後等デイサービス 大げやき
平成31年度	(同)大森にじいろ保育園	小田島学童保育所	
令和2年度	(株)大ケヤキ中央保育園(4/1開所)	神町学童保育所(R3.1月開所予定)	

第4章 目指す社会像と基本施策



第4章 目指す社会像と基本施策

1 目指す社会像

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の目的及び基本理念を踏まえ、市として一貫性のある施策の推進を図るため、第1期計画に掲げた、目指す社会像を本計画でも継承することとします。

1. 子どもを健やかに生み育てられる社会

少子化の要因として、晩婚化・晩産化の進行に加え、未婚率の上昇も大きく影響しており、また、結婚や子どもを持つことに関する価値観が多様化しているほか、子育てに関する精神的、身体的、経済的な負担感の増大などがあげられています。

子育ての喜びを実感し、家族のきずなを深めること、そして、次代を担う子どもたちが優しく生まれ、輝く未来に向かって健やかに成長していけるように、社会全体が一丸となって支え、課題を解決していくことが重要です。

2. 地域全体で子どもと家庭を温かく見守り、支えあう社会

かつての地域社会では、子どもを育てるということは、親だけではなくすべての大人の責務でした。しかし、経済的に豊かになるにつれ、隣近所や親戚どうしで生活を助け合い、相談しあう習慣がなくなるなど、地域社会の関わりも薄れてきました。その結果、子どもと子育てを地域で見守る、地域で支えるという体制は弱まっています。また、こういった社会環境の変化に伴って、家庭での育児力も低下してきていると言われています。地域全体が子どもや子育てを見守り、支えていくということが重要な課題となります。

3. 子どもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍する社会

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成しながら、心身ともにたくましく健全に成長し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていく必要があります。

2 共通理念

東根市ではこれまで、子育て支援に共通した普遍的な理念として、遊育(ゆういく) 共育(ともいく)を掲げ、普及と実践に継続して取り組んできました。

子育てに対する親の負担軽減や施設の整備はもちろん重要ですが、最も大切なことは、子ども達が健全に成長することです。

近年、子どもたちが群れをなして日暮れまで遊ぶ姿は、すっかり見られなくなりました。また、兄弟姉妹が減少し、地域や親族とのつながりが希薄になりつつある中で育った親も多く、そういった親達の子育ての孤立化が問題になっています。

子どもの心身は遊びで育つという遊育や、多様な人材や地域との連携による共育の理念が広がり、東根市で子育てをしてよかったと実感できる子育て支援を引き続き進めていくため、本計画の共通理念として、「遊育と共育の推進」を掲げ、施策展開を行います。

遊育 (ゆういく) ……子どもは「遊ぶ権利を持つ主体」であり、好奇心・冒険心を満たす自由でのびのびした遊びや様々な触れ合いを通じて、自主性・創造性・社会性などの生きる力を育てていくという考え方

共育 (ともいく) ……家庭や特定の関係者だけでなく、地域ぐるみで未来を担う子どもを共に育み、また、この実践を通して大人も子どもと共に成長していこうとする考え方

3 基本施策

目指す社会像の実現のため、また、第1期計画期間中の取り組みや社会情勢の変化を踏まえ、基本施策を次のように設定し、事業を展開します。

※ (MP1~5) は、メインプランのことです。次章をご参照ください。

目指す社会像

○：基本施策

MP：メインプラン

1 子どもを健やかに生み育てられる社会

- ①MP1 「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援
- ②子育ての楽しさや子どもを生み育てることの重要性の意識啓発
- ③MP2 児童福祉施設の整備と幼児教育・保育の質の向上
- ④多様な保育ニーズに対応した保育の提供
- ⑤MP3 児童発達支援と療育の充実
- ⑥母子健康の保持・増進
- ⑦MP4 子育て世代の経済的負担の軽減



2 地域全体で子どもと家庭を温かく見守り、支え合う社会

- ①MP1 「さくらんぼタントクルセンター」と「あそびあランド」を拠点とした子育て支援
- ②働き方の見直しと夫婦でともに担う子育ての推進
- ③相談体制・情報発信の強化
- ④MP5 児童虐待の防止対策の強化
- ⑤MP6 就学児童の放課後における良質な居場所づくり

3 子どもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍する社会

- ①MP1 「さくらんぼタントクルセンター」と「あそびあランド」を拠点とした子育て支援
- ②思春期保健対策の充実
- ③子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備
- ④学校等の教育環境の整備
- ⑤生涯学習・スポーツの推進



共通理念 遊育 共育 の 推進

第5章 本計画における施策の展開



第5章 本計画における施策の展開

1. 施策の体系

目指す社会像	基本施策		
1. 子どもを健やかに生み育てられる社会	1-1	(MP1)「さくらんぼtantokulセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援	⇒
	1-2	子育ての楽しさや子どもを生み育てることの重要性の意識啓発	⇒
	1-3	(MP2)児童福祉施設の整備と幼児教育・保育の質の向上	⇒
	1-4	多様な保育ニーズに対応した保育の提供	⇒
	1-5	(MP3)児童発達支援と療育の充実	⇒
	1-6	母子健康の保持・増進	⇒
	1-7	(MP4)子育て世代の経済的負担の軽減	⇒
2. 地域全体で子どもと家庭を温かく見守り、支え合う社会	2-1	(MP1)「さくらんぼtantokulセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援	⇒
	2-2	働き方の見直しと夫婦とともに担う子育ての推進	⇒
	2-3	相談体制・情報発信の強化	⇒
	2-4	(MP5)児童虐待の防止対策の強化	⇒
	2-5	(MP6)就学児童の放課後における良好な居場所づくり	⇒
3. 子どもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍する社会	3-1	(MP1)「さくらんぼtantokulセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援	⇒
	3-2	思春期保健対策の充実	⇒
	3-3	子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備	⇒
	3-4	学校等の教育環境の整備	⇒
	3-5	生涯学習・スポーツの推進	⇒

※MP とはメインプランのことです

主な取り組み	
⇒	○子育てサロンや育児講座の充実 ○遊育に関する講座の開催
⇒	○マタニティ教室、すこやか初孫学級の開催 ○乳幼児ふれあい体験の実施
⇒	○(仮称)東根こども園の整備 ○児童福祉施設等の整備方針の改訂 ○民間活力を導入した児童福祉施設の整備 ○幼児教育・保育の質の向上 (遊育・共育の視点を取り入れた教育・保育の実践) ○児童福祉施設の地域開放 ○感染症対策及び災害対策の強化
⇒	○特別保育事業の実施 ○病児・病後児保育の推進 ○インクルーシブ保育の推進 ○ファミリー・サポート・センター事業の充実
⇒	○各種健診事業とフォローアップの推進 ○臨床心理士の児童福祉施設への派遣・育児相談事業 ○援助者のスキルアップ ○就学時等における切れ目ない支援 ○児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所との連携 ○親子通園事業の実施 ○インクルーシブ保育の推進
⇒	○幸せサポート事業(妊婦健診)の実施 ○こうのとり支援事業(不妊治療助成)の実施 ○保健指導の充実 ○食育の推進 ○子育て世代包括支援センター活動の充実 ○ブックスタートの推進 ○産前・産後ママほっと事業(マタニティヨガ、骨盤ケア、乳房ケア等)の推進 ○小児医療の充実
⇒	○多子世帯に対する保育料や副食費の負担軽減 ○児童センター使用料や副食費の負担軽減 ○子どもの医療費無料化の実施 ○おたふくかぜ予防接種の助成 ○小児インフルエンザ予防接種の助成 ○ファミリー・サポート・センター報奨金制度の推進
⇒	○ファミリー・サポート・センター事業の充実 ○社会全体の共育の浸透と多様な主体の参画による共育の推進
⇒	○男性の育児への積極的な関わりの推進 ○男性が積極的に子育てに関わるような社会全体の機運の醸成
⇒	○子育て世代包括支援センター活動の充実 ○援助者のスキルアップ ○積極的な子育て情報の発信 ○相談機会の充実
⇒	○要保護児童対策等地域協議会等の機動的な開催 ○子どもの権利に関する啓発 ○相談体制の充実 ○見守り体制の充実 ○子ども家庭総合支援体制整備の検討 ○子育て短期支援事業の実施
⇒	○神町学童保育所の整備 ○学童保育の質の向上 ○感染症対策及び災害対策の強化 ○放課後子供教室との連携・協働の推進 ○学校施設の柔軟な活用 ○運営協議会の管理運営等に関する相談・助言
⇒	○自然豊かな環境を活かした遊びの展開 ○乳幼児ふれあい体験の実施
⇒	○悩みを抱える思春期の子どもや親に対する支援の実施 ○子どもの権利に関する啓発 ○適応指導教室の開催 ○乳幼児ふれあい体験の実施
⇒	○子育てに配慮した施設の整備と管理・運営 ○交通安全対策の実施 ○青少年健全育成に関する取組 ○生活環境に配慮した環境教育
⇒	○確かな学びを保障する教育活動の推進 ○ICT環境整備の推進 ○神町小学校の移転改築 ○困り感を抱える子どもへの支援 ○小規模特認校制度の推進
⇒	○家庭の教育力や地域力の向上に関する取組 ○公益文化施設「まなびアテラス」の運営 ○子ども達の多様な活動への支援 ○読書活動の推進 ○スポーツの推進 ○文化活動の推進

2. 重点的に取り組む施策（メインプラン）

目指すべき社会像の実現のため、基本施策に基づき事業の実施を行ってまいります。基本施策のうち、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある施策や優先性の高い施策について、重点的に取り組む施策（メインプラン）とし、次の6項目を設定して、特に力点を置いて施策展開することとします。

「さくらんぼtantokulセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援

メインプラン1

両施設については、これからも本市の子育て支援の拠点と位置付け、時代の変化に合わせた柔軟で多彩な事業を展開していきます。

児童福祉施設の整備と幼児教育・保育の質の向上

メインプラン2

保育需要を見極めながら、施設の老朽化等に対応した施設整備を行ってまいります。また、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、子ども・子育てに関する情報発信や地域貢献に取り組んでいきます。

児童発達支援と療育の充実

メインプラン3

適切な療育につなげ、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、共生社会を生きるこれからの子ども達に対し、障がいの有無にかかわらず、子どもの特性に合わせた保育を実施していきます。

子育て世代の経済的負担の軽減

メインプラン4

国の幼児教育・保育の無償化および市独自の事業に取り組み、ニーズ調査で要望の多かった子育て世代の経済的負担の軽減に努めていきます。

児童虐待の防止対策の強化

メインプラン5

社会問題化している児童虐待が根絶できるよう、防止対策を強化し、援助が必要な家庭に的確な支援を行えるよう連携を強化します。

就学児童の放課後における良好な居場所づくり

メインプラン6

放課後児童クラブ（学童保育所）については、各運営委員会や小学校と連携し、就学児童の放課後における良好な環境づくりを目指します。また、放課後子供教室と連携・協同し、多様な経験や学びの機会を提供していきます。

メインプラン1
(基本施策 1-1.2-1.3-1)

「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしねあそびあランド」を拠点とした子育て支援

【施策の方向性】

「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしねあそびあランド」は、これからも本市の子育て支援の拠点と位置付け、時代の変化に合わせた柔軟で多彩な子育て支援事業を展開していきます。

また、兄弟姉妹が少なく地域や親族とのつながりが薄い中で育った子育て世代が多く、子育ての孤立化が危惧されます。多くの人や様々な考え方の中で、心身ともに健全な子どもが育つよう、“子どもの心は遊びで育つ”という遊育の考え方や、多様な人材や地域との連携による共育を、全ての子ども・子育て支援に共通した普遍的な理念として浸透していくことを目指し、事業を委託しているNPOとともに普及と実践に取り組んでいきます。

主な取り組み	実施内容
子育てサロンや育児講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの月齢・年齢に応じたきめ細やかなサロンの開催 ◇地域に出向いたサロンの開催 ◇父親や祖父母を対象とした育児講座の開催
自然豊かな環境を活かした遊びの展開	<ul style="list-style-type: none"> ◇四季折々に変化する外遊びの実施 ・あそびあひろばの開催 ・講座「お外であそぼ！」の開催
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇協力会員の確保・拡大 ・ファミリー・サポート・センター報奨金制度の実施 ・福祉関係者や団体の会合に出向いたPR活動の実施 ◇子育てサポーター研修会の開催
乳幼児ふれあい体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇子育て支援センターやけやきホールにおける中高生等の1日スタッフ体験の実施 ◇保育所等における中高生等の職場体験や家庭科の保育実習の受入
遊育に関する講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◇遊育を知り、理解してもらうための講座の開催 ・「子どもの心は遊びで育つ」講座の開催 ・保育所等における遊育の理念の普及
社会全体の共育の浸透と多様な主体の参画による共育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇先輩ママや地域の方々、ボランティアとの連携による各種事業の実施 ◇地域・市民・行政等の連携による研修会やシンポジウムの開催

メインプラン2
(基本施策1-3)

児童福祉施設の整備と幼児教育・保育の質の向上

【施策の方向性】

第1期計画期間中、児童福祉施設の老朽化への対応、年少人口の地域バランスや兄弟姉妹の同時入所の要望、子ども・子育て支援新制度に対応した施設形態などを考慮し、民間活力を導入しながら、積極的な施設整備を進めてきました。本計画期間においても、第1期の方向性を踏襲し、保育需要を見極めながら、児童福祉施設の整備に取り組んでいきます。

整備にあたっては、保育ニーズが変動した際の調整機能や民間施設では対応が難しい児童の受け入れといった公設公営施設が持つ役割、民間事業者の参入希望などを考慮しながら、「東根市児童福祉施設等の整備方針」の見直しを行い、市内全体の施設配置を進めていきます。

施設運営にあたっては、安全・安心はもとより、遊育・共育の視点を取り入れた質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、子ども・子育てに関する情報発信や地域貢献に取り組んでいきます。

また、感染症対策や災害対策の強化にも取り組んでいきます。

主な取り組み	実施内容
(仮称) 東根こども園の整備	◇公設公営のこども園として、令和4年4月開園に向けて整備 ・0～5歳児の一貫した保育環境の整備 ・教育と保育両方の機能をもち多様な保育ニーズに対応
児童福祉施設等の整備方針の改訂	◇児童センターのあり方の検討 ◇老朽化した公設児童福祉施設の整備検討
民間活力を導入した児童福祉施設の整備	◇企業主導型保育事業や小規模保育事業など、保育事業に参入予定のある民間事業者に対する相談や支援の実施
幼児教育・保育の質の向上 (遊育・共育の視点を取り入れた教育・保育の実践)	◇保育士等を対象にした保育等の質の向上研修会の開催 ◇遊育を知り、理解してもらうための講座の開催
児童福祉施設の地域開放	◇児童福祉施設を保護者の交流や子育て相談の場として地域開放 ◇子ども・子育てに関する情報発信
感染症対策及び災害対策の強化	◇感染症拡大防止策の周知啓発及び研修の実施 ◇衛生用品・備品の確保 ◇避難訓練の定期的な実施や非常災害対策計画の点検 ◇非常時の食料や必需品等の備蓄

メインプラン3
(基本施策 1-5)

児童発達支援と療育の充実

【施策の方向性】

発達支援が必要な未就学児童が増加傾向にあるうえ、細やかな支援が必要なケースが増えています。保育士や保健師をはじめとする援助者の療育に対する知識を深め、適切な療育につなげていくほか、保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきます。

また、共生社会を生きるこれからの子ども達に対し、障がいの有無にかかわらず、できるだけ同じ場で過ごす環境を整えるインクルーシブ保育を目指し、そのうえで子どもの特性に合わせた保育を推進します。

併せてライフステージ毎の切れ目ない支援をしていくためには、関係機関が協力・連携していくことが重要です。子どもと家族の特性に応じた支援を行うため、保健・福祉・教育・医療等の関係機関のネットワーク強化を図っていきます。

主な取り組み	実施内容
各種健診事業とフォローアップの推進	◇対象者全員に乳幼児健診実施（未受診者ゼロ） ◇各種健診や教室、必要に応じた臨床心理士の相談を通じた障がいの早期発見、早期療育の実施
臨床心理士の児童福祉施設への派遣及び育児相談事業	◇支援が必要な子どもへの対応について、保育士等の援助者に、臨床心理士からの助言や指導を実施 ◇臨床心理士による個別相談を実施し、適切な療育へのつなぎ、保護者に寄り添った支援の実施
援助者のスキルアップ	◇発達や療育に対する知識を深め、適切な支援が行えるよう、援助者を対象にした研修会の開催や研修会への派遣
就学時等における切れ目ない支援	◇保健・福祉・教育・医療等の緊密な連携による就学相談や健康診断の実施 ◇幼保小研修会を通じた幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続やネットワークの形成
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所との連携	◇障がい特性に応じた支援につなげるため、行政・児童福祉施設・通所支援事業所等の連携強化
親子通園事業の実施	◇東根学童保育所内での親子通園（東根市独自事業）を通じ、集団保育へのつなぎや保護者への支援を実施
インクルーシブ保育の推進	◇障がいの有無にかかわらず集団保育を享受できる機会の確保 ◇障がい児や医療的ケア児を集団保育できる衛生面や安全性に配慮した施設の整備及び受入態勢の確保 ◇子どもの特性に合わせた保育の実施

メインプラン4
(基本施策 1-7)

子育て世代の経済的負担の軽減

【施策の方向性】

国においては、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施しています。教育・保育給付の対象施設に加え、従来型の幼稚園や認可外保育施設等における保育料についても、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、全ての保育施設における無償化が実施されています。

本市では、第3子以降に対する保育料の無償化や副食費の無償化について、第1子の年齢制限を撤廃するなど、独自の負担軽減策を実施していきます。無償化の事業が多岐にわたることから、市民や保育施設に対して分かりやすい周知を行い、円滑な事業の実施に努めます。

本市では、これまでも「子育て応援5つ星事業」、「子育て応援マニフェスト2010」等を実施し、先駆的な子育て支援を行ってきましたが、令和元年度より「子育て応援新5つ星事業」に新たに取り組み、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減や保育の充実を図っています。

主な取り組み	実施内容
多子世帯に対する保育料や副食費の負担軽減	◇全ての保育施設において、低所得世帯と第3子以降の保育料及び副食費を無償化（市独自に第1子の年齢制限を撤廃）
児童センター使用料や副食費の負担軽減	◇国の幼児教育・保育の無償化対象外となる、児童センターにおける使用料及び副食費（低所得者・第3子以降）を独自に無償化
(子育て応援新5つ星事業) 子どもの医療費無料化の実施	◇高校生まで医療費を無料化（令和元年10月実施）
(子育て応援新5つ星事業) おたふくかぜ予防接種の助成	◇おたふくかぜの予防接種費用の一部を助成し、重症化を 방지、合併症を予防
(子育て応援新5つ星事業) 小児インフルエンザ予防接種の助成	◇小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成し、インフルエンザの罹患、重症化を予防
(子育て応援新5つ星事業) ファミリー・サポート・センター報奨金制度の推進	◇活動報酬の一部を市が負担し、利用料金の引き下げと協力会員の拡大を図る。

メインプラン5
(基本施策 2-4)

児童虐待の防止対策の強化

【施策の方向性】

核家族の増加、地域社会との関わり希薄化、経済情勢の変動等による子育て家庭の負担増や孤立化等を背景に、全国で児童虐待の通報件数が増加の一途をたどっています。本市においても、相談件数の増加とともに複雑化・長期化するケースが増え、解決の困難さを抱えています。

引き続き、保育施設や学校、児童相談所、医療・保健、警察、地域等の社会全体で子どもを見守る体制を構築し、関係機関と連携しながら情報の共有を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めていきます。

また、令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し（令和2年4月施行）、児童のしつけに際し体罰を加えてはならないことが法定化されたことから、体罰によらない子育ての普及啓発を図っていきます。

主な取組み	実施内容
要保護児童対策等地域協議会等の機動的な開催	◇保健・福祉・医療・教育・警察等、関係機関からなる地域協議会、実務者会議、ケース会議を緊急度に応じて、機動的に開催
子どもの権利に関する啓発	◇子どもの人権に対する認識を深めるための啓発活動を実施 ◇体罰によらない子育ての普及啓発
相談体制の充実	◇臨床心理士、家庭児童相談員、保健師等による相談体制の充実 ◇専門的な知見からの支援ができるよう、関係機関との連携を強化 ◇虐待予防研修会等で事例を通じた対処法を学び、援助者のノウハウを蓄積
見守り体制の充実	◇関係機関と連携した見守り体制の充実 ◇民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化
子ども家庭総合支援体制整備の検討	◇要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する体制について検討
子育て短期支援事業の実施	◇家庭での養育が一時的に困難な児童について、保護が必要となった場合の支援を実施

メインプラン6
(基本施策2-5)

就学児童の放課後における良好な居場所づくり

【施策の方向性】

近年の核家族化、共働きの世帯の増加により、放課後における児童が安全に安心して過ごせる居場所のニーズが大きくなるとともに、兄弟姉妹や異年齢児の関りも少なく、外遊びや集団での遊びができにくくなるなか、子どもの主体的な遊びと生活ができる居場所として、健全育成の観点からも、学童保育の重要性が高まっています。

本市の学童保育所については、計画的な整備を進めており、令和2年度の神町学童保育所の整備をもって一連の整備は完了します。今後の量の見込みについても、学童保育所毎に状況は異なるものの、おおむね現状の利用児童数で推移するものと見込んでいます。

今後は、保護者ニーズや転入者の動向を注視するとともに、預かりの必要度も見極めながら、各運営委員会や小学校と連携し、就学児童の放課後における良好な環境づくりを目指します。

学童保育の実施にあたっては、市内学童保育所のネットワークの強化を図り、支援員の資格取得促進や研修会の充実を図るなど、質の向上に継続して取り組んでいくとともに、感染症対策や災害対策強化にも取り組んでいきます。

また、放課後子供教室とも連携・協働し、多様な経験や学びの機会を提供していきます。

主な取り組み	実施内容
神町学童保育所の整備	◇神町小学校の移転改築に合わせた施設の移転整備及び開所
学童保育の質の向上	◇資格取得の研修及び支援員研修等への参加促進 ◇市内学童保育所連絡会議の開催（毎月） ◇市学童保育連絡協議会が主催する研修会への支援
感染症対策及び災害対策の強化	◇感染症拡大防止策の周知啓発及び研修の実施 ◇衛生用品・備品の確保 ◇避難訓練の定期的な実施や非常災害対策計画の点検 ◇非常時の食料や必需品等の備蓄
放課後子供教室との連携・協働の推進	◇放課後子供教室と連携・協働し、放課後児童の多様な居場所づくりを推進
学校施設の柔軟な活用	◇必要に応じて学校側と調整を行い、多様な活動を支援
運営協議会の管理運営等に対する相談・助言	◇運営協議会の経理・管理事務が円滑に行えるよう、状況に合わせた相談・助言の実施

3. そのほかの基本施策

基本施策 1-2 子育ての楽しさや子どもを生み育てることの重要性の意識啓発

【施策の方向性】

これから子育て・孫育てを行う世代に対し、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの重要性について指導・支援するとともに、次世代の親へ子育ての大切さや素晴らしさを学ぶ場や機会を提供し、意識の啓発を進めます。

特に、各種サロンや保育所等における乳幼児ふれあい体験は、兄弟姉妹が少なく、地域や親族との付き合いが少ない中で育った世代に取っては貴重な体験になることから、若いうちから子育ての喜びや命の尊さを学ぶ機会を設け、次世代育成に繋げていきます。

主な取り組み	実施内容
マタニティ教室、すこやか初孫学級の開催	◇出産・育児における悩みや不安を解消し、家族全体での子育てを支援
乳幼児ふれあい体験の実施	◇赤ちゃんサロンやけやきホールにおける中高生の1日スタッフ体験の実施 ◇保育所等における中高生の職場体験や家庭科の保育実習の積極的な受入

基本施策 1-4 多様な保育ニーズに対応した保育の提供

【施策の方向性】

本市では、民間保育事業者の協力のもと、県内でも先駆的に休日保育、一時保育、病後児保育等を実施し、仕事と育児の両立支援を行ってきました。今後も、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。

障がいのある子どもの児童福祉施設での受け入れや小規模通園事業による子や親への支援を継続するとともに、障害児通所支援事業所と連携し、子どもの特性に合わせた保育を実施します。

また日常生活で医療的ケアを必要とする子どもが増えていることも踏まえ、全ての子どもが保育機会を享受できる体制確保に努めていきます。

主な取り組み	実施内容
特別保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇利用者に配慮した利用時間帯の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・早朝保育（最早 7：00～） ・延長保育（最遅～20:00） ・休日保育 ◇一時預かりの実施 <ul style="list-style-type: none"> さくらんぼ収穫最盛期における受入枠の拡大を図る。
病児・病後児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇病後児保育施設「さんさん」の周知 ◇民間事業者による病児保育事業参入への支援
インクルーシブ保育の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいの有無にかかわらず集団保育を享受できる機会の確保 ◇障がい児や医療的ケア児を集団保育できる衛生面や安全性に配慮した施設の整備及び受入態勢の確保 ◇子どもの特性に合わせた保育の実施
ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇協力会員の確保・拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者や団体（民生委員等）の会合に出向いて事業をPR ◇子育てサポーター研修会の開催

基本施策 1-6

母子健康の保持・増進

【施策の方向性】

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚をもち、健康な生活を送り、安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子育てできるように、妊娠期からの継続した支援を実施していきます。

妊娠・出産での身体への負担に加え、出産、子育てといった精神的な負担を和らげ、また、子どもの健やかな発育を支援するため、様々な保健指導や支援を実施していきます。

子育て世代包括支援センターでは、関係機関と緊密に連携しながら、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行っていくほか、乳幼児全戸訪問や要支援家庭への支援に力を入れています。

子どもへの本の読み聞かせは、知育のためだけでなく、子どもの感性を育て、情緒を安定させ、親子のコミュニケーションを深めると言われていることから、赤ちゃんギフトとして絵本のプレゼントを行うほか、図書館や読み聞かせボランティアと連携し、健診時におけるブックスタート事業にも取り組んでいます。

小児予防接種について、定期接種の勧奨や任意接種の費用助成を行い、各種疾病の予防を促進します。また、保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の周知に努めるとともに、救急医療体制等への支援を行います。

主な取り組み	実施内容
幸せパスポート事業（妊産婦健診）の実施	◇妊婦の健康診査費用を助成 ◇妊娠確定前の診察費用を助成
こうのとりの支援事業（不妊治療助成）の実施	◇県基準に上乗せし不妊治療費を助成
保健指導の充実	◇妊娠・分娩・出産の不安解消のための指導 ◇たばこの害について指導・啓発 ◇歯科衛生士によるブラッシング指導 ◇離乳食教室の実施
食育の推進	◇朝食欠食ゼロ、孤食の解消に向けた取組
子育て世代包括支援センターの活動の充実	◇妊娠期から子育て期にわたる子育てに関するあらゆる相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援を実施 ◇乳幼児全戸訪問等アウトリーチによる聞き取り・相談の実施 ◇要支援家庭への支援プランの策定 ◇保健医療・福祉の関係機関との連絡調整
ブックスタートの推進	◇赤ちゃんギフトで絵本のプレゼント ◇乳幼児健診時に読み聞かせを実施
(子育て応援新5つ星事業) 産前・産後ママほっと事業の推進	◇「産後ケア事業（乳房ケア等）」、「産前・産後サポート事業（マタニティヨガ、骨盤ケア）」を実施し、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の育児不安を解消
小児医療の充実	◇定期予防接種の勧奨・指導 ◇任意予防接種（ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザ）における費用助成（市単独） ◇小児救急電話相談（#8000）の周知 ◇24時間健康・医療相談サービス業務の広域連携の推進 ◇北村山公立病院の救急医療体制等への支援

基本施策 2-2

働き方の見直しと夫婦とともに担う子育ての推進

【施策の方向性】

性差に関係なく、全ての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう、仕事と子育ての両立ができる環境（ワークライフバランス）整備が求められております。そのためには、男性の積極的な家事や育児等への一層の参画が不可欠であり、男性の意識改革や職場の理解、休暇制度の整備や働き方の見直し等、社会全体で推進していく必要があります。

市では、第3次東根市男女共同参画社会推進計画（東根市ABCプランⅢ）を策定し、地域や職場や学校など、様々な分野において各種施策を掲げ、男女共同参画社会の実現や女性の職業生活における活躍を目指しています。

特に家族形態やライフスタイルが変化し、女性の社会進出が進む中、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるためには、ハードとソフトの両面から取り組みが必要です。

保育施設の整備等と併せて、男性育児取得の推進等、夫婦が一緒に子育てに関わる機運を高めていきます。

主な取り組み	実施内容
男性の育児への積極的な関わりの推進	◇男性や職場への啓発活動の実施 ・男性育児休業制度取得促進 ・長時間労働の見直し、テレワークの推進、等
男性が積極的に子育てに関われるような社会全体の機運の醸成	◇企業におけるワークライフバランスの推進 ・山形いきいき子育て応援企業認定制度の推進

基本施策 2-3

相談体制・情報発信の強化

【施策の方向性】

援助が必要な子どもや家庭に的確な支援を行えるよう、子育て世代包括支援センターをはじめとし、市の関係課、子育て支援センター、各児童福祉施設、学校、児童相談所など、各機関の連携をより強固にしていくとともに、援助者側のスキルアップを図っていきます。

また、必要な情報が必要な家族に届くよう、情報提供に力を入れていながら、支援を必要としている家族に対し、個別の状況を把握したうえで、訪問や相談を行い、子育てに対する不安感や負担感を軽減していきます。

主な取り組み	実施内容
子育て世代包括支援センター活動の充実【再掲】	◇妊娠期から子育て期にわたる子育てに関するあらゆる相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援を実施 ◇乳幼児全戸訪問等アウトリーチによる聞き取り・相談の実施 ◇必要に応じた支援プランの策定 ◇保健医療・福祉の関係機関との連絡調整
援助者のスキルアップ	◇保健師やNPOのスタッフを対象にした研修会の開催や参加
積極的な子育て情報の発信	◇「母子保健・子育て支援ガイド」をはじめとし、市報を活用した子育て支援に関する情報の提供 ◇携帯アプリ「親子手帳」を活用した情報の発信

相談機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種サロン、健診、マタニティ講座、産前・産後サポート事業等での育児相談の実施 ◇サロンを通じたママ友ネットワークの形成や子育て経験ママとの交流会の開催 ◇臨床心理士による子育て相談（毎月）や、すくすく育児相談（毎月）の開催 ◇産後ケア事業における助産師による相談 ◇ひきこもりの子どもや家族への相談や悩みを持つ親による交流会への支援
---------	---

基本施策 3-2

思春期保健対策の充実

【施策の方向性】

子育てに関する悩みは、乳幼児期のみだけで終わるものではなく、特に就学後の悩みは、より複雑でかつ抱えこんでしまうケースも見受けられます。未就学児を持つ親のみならず、学齢期の子どもを持つ親や思春期の子どもも集える場を、あそびあランドを核として設定し、悩み相談や情報交換ができる場の提供を行っていきます。

適応指導教室において、不登校児童の学習サポートや登校支援等を引き続き実施していきます。

乳幼児ふれあい体験も、思春期における命の尊さや保護者への感謝の気持ちを再確認する機会として、継続して実施していきます。

主な取り組み	実施内容
悩みを抱える思春期の子どもや親に対する支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇思春期における <ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子ども向け講座の開催 ・子ども若者の居場所づくり支援 ・臨床心理士による相談（ゆっくりいこう会）
子どもの権利に関する啓発【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの人権に対する認識を深めるための啓発活動を実施
適応指導教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◇不登校児童生徒への学習サポートや登校支援、保護者の相談、小中学校との連絡調整を実施
乳幼児ふれあい体験の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ◇赤ちゃんサロンやけやきホールにおける中高生の1日スタッフ体験の実施 ◇保育所等における中高生の職場体験や家庭科の保育実習の積極的な受入

基本施策 3-3

子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備

【施策の方向性】

年齢や障がいの有無、性別や国籍等によらず、あらゆる人が使えるユニバーサルデザインの考え方に基つき、全ての社会の構成員が等しくサービス等を楽しむことができるような共生社会の構築を図っていきます。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、子どもの安全対策や見守り体制の強化に努めます。

生活環境の負荷の逡減及び環境保全のため、また、これからの社会を生きる子ども達の環境保全に対する意識を醸成するため、地域版・学校版の環境 ISO の取り組みを推進します。

主な取り組み	実施内容
子育てに配慮した施設の整備と管理・運営	◇公共施設における多目的トイレ、授乳室、おむつ交換台の設置 ◇託児機能付きのイベントの開催
交通安全対策の実施	◇かもしかクラブや小中学校の自転車教室の開催 ◇児童福祉施設周辺の危険箇所等の点検と改善
青少年健全育成に関する取組	◇青少年育成関係団体との連携による活動の実施 ・声掛け運動や街頭指導 ・学習会・研修会の開催
生活環境に配慮した環境教育	◇地域版環境 ISO や学校版環境 ISO への取り組み

基本施策 3-4

学校等の教育環境の整備

【施策の方向性】

「東根市教育等に関する施策の大綱」に基づき、「基礎的な知識・技能の習得と課題解決に必要な思考力・判断力・表現力」「命の尊さや人とのかかわりを大切にすること」「郷土を愛すること」などを育てる教育施策を展開します。

未来を担う子ども達が、グローバル社会で力を発揮できるような環境を整え、子ども達一人ひとりに確かな学びを保障する教育活動を実施します。

また、発達障がいや学校生活への不適應など、困り感を抱える子どもの実態に即した適切な支援を実施します。

高崎小学校をモデル校とした小規模特認校制度の導入をはじめとして、地域と学校の繋がりを密にし、地域の人材やさまざまな資源を学校教育に取り込み、子どもの自主性や創造性、豊かな人間性、健康な体を育むため、体験を重視した学びの機会の創出を推進します。

主な取り組み	実施内容
確かな学びを保障する教育活動の推進	◇学力向上支援員の全小中学校への配置 ・学習内容や習熟度に応じた指導 ◇語学学習の推進 ・ALT（外国語指導助手）の指導體制の充実 ・英検受験支援制度の推進 ◇授業力向上を目指した教員等による研究
I C T 環境整備の推進	◇I C T を活用した学習の充実
神町小学校の移転改築	◇令和3年1月入校に向けた整備
困り感を抱える子どもへの支援	◇心の教室相談員やスクールサポーターの配置 ◇適応指導教室体制の充実
小規模特認校制度の推進	◇外国語活動の充実 ◇一体型放課後子供教室の実施

基本施策 3-5

生涯学習・スポーツの推進

【施策の方向性】

地域コミュニティの希薄化、家庭や地域の教育力の低下等、社会を取り巻く環境が大きく変化するなか、子ども達が未来や夢への憧れを持てるよう、創造的で活力に満ち、地域や歴史に根差した生涯学習社会の構築を行政・市民・地域・企業等が協働で取り組んでいきます。

公益文化施設「まなびあテラス」では「集い、学び、創造する 情報と芸術文化の交流拠点」を基本理念とし、将来の東根市を担う子どもたちに知的冒険の場を提供し、本や芸術文化に触れる機会を創出することで、新たな発見や感動を通じた心の成長を支援していきます。

また、スポーツは青少年期の心身の健全な発達のみならず、健康で活力に満ち溢れた豊かなまちづくりに繋がることから、「市民一人一スポーツ」として、スポーツの定着を図ります。

主な取り組み	実施内容
家庭の教育力や地域力の向上に関する取組	◇家庭の教育力の向上や地域の連携をより促進する各種講座・イベント等の開催
公益文化施設「まなびあテラス」の運営	◇本や芸術文化に触れる機会を創出することにより新たな発見や感動を通じた心の成長を支援
子ども達の多様な活動への支援	◇高校生 of 自主的な活動に対する支援 ◇友好都市との子ども交流を開催

読書活動の推進	◇東根市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動を推進
スポーツの推進	◇子どもたちがスポーツに触れる機会を増やし、スポーツの定着を図る。
文化活動の推進	◇芸術文化に触れ、活動し、発表する機会を創出し、心豊かな心身の成長を図る

第6章 事業量の目標



第6章 事業量の目標

本章では、子ども・子育て支援法第61条第2項において、計画への記載が求められている事業等について、量の見込みとその確保方策について定めることとします。

1. 幼児期の教育・保育提供区域について

幼児教育・保育の提供区域は、現状どおり市内一円とし、施設入所や事業利用の際の地域要件は設けないこととします。

2. 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について

(1) 認定区分と提供施設

子どもの年齢や保育の必要性に応じた「認定区分」ごとに設定します。

認定区分			主な提供施設
1号	3～5歳	幼児教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号 ※1	3～5歳	保育の必要性※2の認定を受けていて、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性※2の認定を受けていて、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育施設

※1 2号認定を受けた場合でも、希望により幼児教育を受けることは可能

※2 保育の必要性：保護者の就労・妊娠・出産・疾病・障害、親族の介護や看護、災害復旧など

■児童センター及び新制度未移行幼稚園について

児童センター及び新制度未移行幼稚園は、上記の認定を受けずに利用できる施設ですが、1号認定の確保の方策に計上します。

(2) 「量の見込み」の推計方法

本市では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、保護者アンケート・これまでの保育所申し込み状況・児童人口推計等をもとに、独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

3～5歳児(幼児教育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推計	1,305	1,329	1,289	1,309	1,284
量の見込み(上記*38.0%)	495	505	489	497	487

3～5歳児(保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推計	1,305	1,329	1,289	1,309	1,284
量の見込み(上記*59.5%)	776	790	766	778	763

1・2歳児(保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推計	853	823	826	831	829
量の見込み(上記*60.0%)	511	493	495	498	497

0歳児(保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推計	405	411	410	409	408
量の見込み(上記*26.7%)	108	109	109	109	108

■3～5歳児

①保育需要あり(保護者アンケートより)

母親が就労中(81.3%) + これから働く予定の潜在需要(3.0%) = 84.3%

②上記のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合(保護者アンケートより)

上記① 84.3% * 29.5% ≒ 24.8%

∴ 2号認定(保育の必要性あり)の割合を ①84.3% - ②24.8% = 59.5% と見込む

③家庭保育等の割合(市の実態調査より) 2.5%

∴ 1号認定(幼児教育)の割合を 100% - 2号認定 59.5% - ③2.5% = 38.0% と見込む

■1・2歳児

①保育需要あり(保護者アンケートより)

母親が就労中(74.8%) + これから働く予定の潜在需要(4.6%) = 79.4%

②上記のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合(保護者アンケートより)

上記① 79.4% * 24.5% ≒ 19.4%

∴ 3号認定(保育の必要性あり)の割合を ①79.4% - ②19.4% = 60.0% と見込む

■0歳児

①保育需要あり(保護者アンケートより)

母親が就労中(80.7%) + これから働く予定の潜在需要(2.8%) = 83.5%

②上記①のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合(保護者アンケートより)

上記① 83.5% * 17.3% ≒ 14.4%

③上記①のうち、母親が育児休業を取得した割合(保護者アンケートより)

上記① 83.5% * 54.8% ≒ 45.8%

※0歳児を持つ母親は、育児休業中の割合が高いため参酌する。

∴ 3号認定(保育の必要性あり)の割合について

①83.5% - ②14.4% - ③45.8% = 23.3%となるが、直近の0歳児の保育所入所申し込み割合は26.7%となっていることから、26.7%と見込む。

3. 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保方策

○1号認定（幼児教育・3～5歳児）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みA		495	505	489	497	487
確保の方策B	特定教育・保育施設 (新型幼稚園、認定こども園)	95	101	82	82	82
	新制度未移行幼稚園	415	415	400	400	400
	児童センター	111	93	17	13	11
	計	621	609	499	495	493
B－A		126	104	10	△2	6

○2号認定（保育・3～5歳児）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みA		776	790	766	778	763
確保の方策B	特定教育・保育施設 (認定こども園)	244	244	301	301	301
	特定教育・保育施設 (保育所)	462	462	482	482	482
	計	706	706	783	783	783
B－A		△70	△84	17	5	20

【考え方】

1号認定は、量の見込みに比べ確保方策が多い状況であるため、第1期計画期間中、児童センターにおける15時以降の預かり保育を全施設で実施し、柔軟な保育体制を整えてきました。さらに、民間活力の導入により、2号定員を拡大してきました。

今後は、令和4年度の開所を目指し、本市初の公設公営の認定こども園となる（仮称）東根こども園の整備を進めます。兄弟姉妹が同時に入所できるよう0～5歳児の定員を設け、多様な保育ニーズに応えるため、教育と保育両方の機能を持つ施設とするとともに、保育ニーズが変動した際の調整機能、民間施設では対応が難しい児童の受け入れなど、公設公営施設としての役割を考慮した運営を行います。

（仮称）東根こども園の開所に併せて、東根児童センター及び本郷児童センターを廃止します。残る児童センターについては、保育機能が限定的であり、利用児童も減少していることから、更に利用児童数が減少していくものと見込まれます。今後は、児童センターのニーズや役割、運営等を総合的に考慮しながら、そのあり方について検討していきます。併せて、老朽化している公立保育所の整備についても検討していきます。

なお、1号認定と2号認定は流動的であり、従来型の幼稚園における幼児教育を受ける場合であっても、これまで同様に預かり保育の体制を整え、多様な保育ニーズに対応していきます。

○3号認定（保育）

単位：人

0歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みA		108	109	109	109	108
確保の方策B	特定教育・保育施設 （認定こども園）	30	30	38	38	38
	特定教育・保育施設 （保育所）	51	51	48	48	48
	特定地域型保育施設 （小規模保育事業）	16	15	15	15	15
	企業主導型保育施設 の地域枠	1	2	11	11	11
	計	98	98	112	112	112
B－A		△10	△11	3	3	4

単位：人

1・2歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みA		511	493	495	498	497
確保の方策B	特定教育・保育施設 （認定こども園）	99	100	139	139	139
	特定教育・保育施設 （保育所）	245	246	246	246	246
	特定地域型保育施設 （小規模保育事業）	37	38	38	74	74
	企業主導型保育施設 の地域枠	8	16	40	40	40
	計	389	400	463	499	499
B－A		△122	△93	△32	1	2

【考え方】

第1期計画期間中、民間事業者による保育所・認定こども園、小規模保育事業所の整備を行い、受け皿を大幅に広げてきましたが、低年齢児の保育需要の増加を背景に、量の見込みも増加しており、依然として確保方策が不足しています。不足分は、保育所の定員弾力化*や、新制度の枠外となる認可外保育施設（届出保育施設等）で対応しているのが現状です。

令和3年度以降、企業主導型保育事業の地域枠設定、令和4年度には公設公営の認定こども園（仮称）東根こども園の創設により、定員拡大を図ります。

また、保育の量の見込みを見極めながら、保育事業に参入希望のある民間事業者に対する相談や支援を実施し、施設整備を検討していきます。

* 待機児童対策のため、人員・面積基準を満たしたうえで、定員の120%まで受け入れることができる特例のこと

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について

(1) 延長保育事業

保育所入所児童の保育時間を延長し、18 時を超えて保育を行う事業です（平日のみ）。19 時まで保育を行う施設と、20 時まで保育を行う施設があります。

利用実績は、平成 27 年度 3,008 人、平成 28 年度 2,880 人、平成 29 年度 3,394 人、平成 30 年度 3,559 人、平成 31 年度 3,990 人でした。

延長保育は、保育定員の増加に伴い増加しており、今後も、新たな保育施設の創設等により増加することを想定し、毎年増加するものとして見込み、それに対応する体制を整えていきます。

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,000	4,050	4,600	4,650	4,700
確保の内容	4,000	4,050	4,600	4,650	4,700

(2) 放課後児童クラブ（学童保育所）

利用者の増や施設の老朽化に対応するため、施設整備を進めてきたところですが、令和 2 年度の神町学童保育所整備をもって、一連の整備事業は完了します。

利用実績は、平成 27 年度 752 人、平成 28 年度 891 人、平成 29 年度 866 人、平成 30 年度 882 人、平成 31 年度 898 人となっており、今後の量の見込みについては、学童保育所毎に状況は異なるものの、おおむね現状の利用児童数で推移するものと見込みます。引き続き保護者ニーズや転入者などの動向を注視するとともに、預かりの必要度も見極めながら、就学児童の放課後における良好な環境づくりを目指し、質の向上を図ります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	912	917	943	934	950
内訳1年生	260	252	275	239	270
2年生	231	255	246	269	234
3年生	208	197	217	210	229
4年生	134	129	122	135	131
5年生	49	51	49	47	53
6年生	30	33	34	34	33
確保の内容	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）は、さくらんぼタントクルセンターとひがしねあそびあランドを拠点とし、育児相談や年齢に応じた各種サロンをきめ細かく実施しています。

利用実績は、さくらんぼタントクルセンターが年間約 12,000 人（延べ）、ひがしねあそびあランドが年間約 4,000 人程度（延べ）で推移しており、今後も同程度と見込みます。

量の見込みについては、国の定義どおり、0～2歳の利用を見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
確保の内容	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、これまでも子育ての援助（0歳～小学6年生）をお願いしたいという利用会員と、子育ての援助ができる協力会員のマッチングを行い、利用会員のニーズに応えてきました。

利用実績は、平成27年度856人、平成28年度673人、平成29年度1,148人、平成30年度722人、平成31年度661人でした。

今後も、協力会員を増やす取り組みを継続しながら、協力会員の研修事業を充実していきます。

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保の内容	800	800	800	800	800

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業(一般型)では、どこの保育所にも在園していない満1歳から未就学児の児童の保育が一時的に必要な場合に、市内3施設において、お子さんをお預かりしています（月～土）。利用実績は平成27年度2,565人、平成28年度2,501人、平成29年度1,969人、平成30年度981人、平成31年度1,025人でした。近年、通常保育（定期的な「幼児教育・保育事業」）の利用が増える中で、一時預かり事業の利用が減少傾向にあります。しかしながら、さくらんぼ繁忙期等の不定期な就労や通院などで一時預かり事業を希望する意見も多く、今後も同程度の利用者を見込んでいます。

一時預かり事業（幼稚園型）では、1号認定で預けている在園児に対し、就労等で通常時間を超えて保育を希望する場合に、幼稚園及び認定こども園で実施しています。利用実績は平成29年度2,900人、平成30年度6,600人、平成31年度7,012人でした。保護者の預かり保育のニーズは高く、幼児教育・保育の無償化制度の定着により、量の見込みは増加傾向で見込んでいます。

① 一時預かり事業（一般型）

※保育所等における非在園児の一時保育 単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

② 一時預かり事業（幼稚園型）

※幼稚園における在園児の通常時間外、長期休業中の預かり保育等 単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,200	7,200	7,300	7,300	7,400
確保の内容	7,200	7,200	7,300	7,300	7,400

(6) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にある満1歳から小学校6年生までの児童を、専用の施設で保育する病後児保育事業を、病後児保育所さんさん（ソーレケアヴィレッジ東根）で実施しています。

利用実績はおおむね50～60人で推移しており、今後も同程度と見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保の内容	55	55	55	55	55

(7) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持・増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、医学的検査を実施するもので、各医療機関に委託しています。また、妊娠確定前の診察費等費用助成として1万円を上限に実施しています。

児童人口推計から410人程度と見込んでいます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	410	410	410	410
確保の内容	検査項目：一般診査14回、HTLV-1検査、クラミジア検査、子宮頸がん検査、超音波検査4回 実施機関：各医療機関				

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後1か月から2か月程度の乳児の家庭に対し、育児不安の解消や育児への理解を深めるため、保健師や看護師が訪問指導を行っています。これまで同様、全戸訪問を目指していきます。

児童人口推計から410人程度と見込んでいます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	410	410	410	410
確保の内容	子育て健康課の保健師・看護師が全戸訪問を行います。				

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育について、保健師等が訪問指導を行う事業です。対応に時間を要する複雑なケースが多いため、支援体制を整えるとともに、要保護児童対策等地域協議会との連携を密にし、必要な家庭に適切な指導を行います。

利用実績は平成27年度12人、平成28年度41人、平成29年度53人、平成30年度49人、平成31年度27人と年度により変動があるものの、今後は毎年35人程度と見込んでいます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保の内容	子育て健康課の保健師等が訪問指導を行い、必要に応じ、関係機関と協力しながら指導を行います。				

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状としては、利用実績はありませんが、今後は近隣養護施設との連携を図るとともに、市内の民間福祉事業所、保育士や看護師等の有資格者による事業の構築、里親による支援などを検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	必要に応じ、他市町の児童養護施設への委託を検討します。				

(11) 利用者支援事業

平成 27 年度から創設された事業で、児童や保護者、妊婦の身近な場所で、子育て支援に係る情報提供を行い、様々な相談・助言を行うとともに、関係機関と連絡調整を行うものです。現在でも、さくらんぼタントクルセンターにおいて、様々な情報提供や相談・助言等を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)
確保の内容	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)	1ヶ所 (母子保健型)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得及び多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、幼稚園（従来制度）、児童センター、認可外保育施設を利用した場合の副食費（おかず代等）の提供に要する費用を助成します。上記のうち児童センター、認可外保育施設は市独自で助成します。

なお、保育所・認定こども園・小規模保育所における低所得及び多子世帯の副食費については、施設において減免を行っており、市は、施設が減免した分を公定価格に上乗せして支払っています。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営ができるよう、国の動向や保育ニーズに合わせて柔軟に対応していきます。

5. 放課後子ども総合プランの見込み量と確保方策について

(1) 放課後子供教室

地域の方々の協力を得ながら、小学生の放課後の居場所づくりや、様々な体験活動や地域との交流を支援するものです。

高崎小学校におけるアフタースクールの取り組みは、放課後子供教室として位置づけています。

平成 29 年度からは、長瀬小学区・東郷小学区においても、放課後子供教室を実施し、地域の実状に応じた活動を展開しています。他の小学校区における実施については、引き続き調査・検討を行っていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保の内容	高崎・長瀬・東郷小学校の取組みを検証し、市内小学校区の実施について調査・検討します。				

(2) 一体型放課後児童クラブ

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する放課後児童クラブです。

高崎小学校において、平成 27 年度から本格実施を行っており、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を深め、学校施設の一時的な利用やその際の責任体制の明確化を図るなど、円滑な運営を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	高崎小学校区における円滑な運営を目指します。				

第7章

計画の推進に向けて



第7章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画の推進のためには、市民一人ひとりが子ども・子育てに対し関心を持ち、子育て家庭に対し理解を深めていくとともに、子育て家庭、児童福祉施設等、学校、地域、企業、行政が連携し、協力しながら一体となって取り組むことが必要です。

○子育て家庭

家庭は、子育てについて第一義的責任を持つと同時に、社会生活を営むうえで、最も基本となる単位であることから、子どもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍できるよう、家庭が持つ本来の役割を果たしていきます。

○学校、児童福祉施設等

専門知識に基づき、子どもが健やかに成長できるような教育・保育体制の充実に努めるとともに、地域と連携し、子育て支援機関として、情報の発信や保護者への支援を行います。

○地域

地域全体で、子どもと家庭を温かく見守り、支え合う社会の機運醸成を行うとともに、子どもの健全育成に関する活動や見守りを積極的に行います。

○企業

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援に取り組むとともに、ゆとりある労働環境の整備を進めます。

○行政（市）

目指すべき社会像の実現に向け、国・県をはじめとし、各関係機関と連携を図りながら、本計画の進捗状況を把握し、施策を着実に推進します。

また、計画の内容について、広報やホームページ等を活用し、広く市民に周知します。

2. 計画の点検・評価

計画の進捗管理を定期的に行い、東根市子ども・子育て会議や市の庁内組織において、総合的な点検・評価を行うとともに、事業量の見込みや確保の方策等について、状況の変化により修正が必要になった際は、計画の見直しを行っていきます。

東根市子ども・子育て会議委員名簿（平成31年度）

№	号	委員 職氏名
1	1号委員 (保護者)	公募委員 寒河江 和枝
2		ひがしね幼稚園保護者会会長 齊藤 誠四郎
3		東根市PTA 連合会評議員 東根中部小学校PTA会長 阿部 勉
4	2号委員 (子ども・子育て支援事業従事者)	(NPO) クリエイトひがしね 事務局長 村山 恵子
5		東根市学童保育所連絡協議会 事務局長 大げやき学童クラブ支援員 小野 和子
6		(学) 東陽学園 神町幼稚園 副園長 土田 素子
7		(福) こども未来創生会 さくらこども園 理事長 枝松 満
8		(株) コピーアンドアソシエイツ さくらんぼ保育所 所長 梶沼 久美子
9	3号委員 (識見を有する者)	東根市企業連絡協議会 渡邊 厚
10		東根市民生委員児童委員協議会 主任児童委員 大貫 里恵
11		東根小学校 校長 長瀬 広幸
12		東根市青少年育成市民会議 会長 元木 十四男
13		東北文教大学短期大学部 教授 菊地 和博
14		(NPO) 大げやきフォーラム 理事 居駒 正子
15		東根市区長協議会連合会副会長 浦瀧 昇一

計画策定の主な経過

平成30年度

- 8月31日 東根市子ども・子育て会議
- ・平成31年度開所予定の保育施設等及びその利用定員の設定
 - ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - ・保護者アンケートについて
- 12月21日 保護者アンケートの実施（～1月7日）

平成31年度

- 8月30日 東根市子ども・子育て会議
- ・令和2年度開所予定の保育施設等及びその利用定員の設定
 - ・保護者アンケートの調査結果について
 - ・幼児教育・保育無償化について
 - ・学童保育所の整備について
- 2月28日 東根市子ども・子育て会議（書面協議）
- ・第2期子ども・子育て支援事業計画の素案検討について

令和2年度

- 6月29日 関係係長会議
- 7月10日 関係課長会議
- 8月12日 政策調整会議
- 8月25日 パブリックコメント（～9月14日）
- 9月18日 政策調整会議（報告）
- 9月25日 庁議

第2期東根市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年9月
発行 東根市 健康福祉部 子育て健康課 子育て支援係
〒999-3796
山形県東根市中央一丁目5番1号
さくらんぼタントクルセンター内
TEL 0237-43-1155 内線 131

